

外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト

これまでの取り組み

王 榮(木下 貴雄)

多文化国際介護士・認知症介助士・心療回想士・健康介護コンシェルジュ

多文化ソーシャルワーカー・終活ケアライフプランナー

愛知県立大学・大学院非常勤講師

外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト 代表

あいち多文化ソーシャルワーカーの会 代表

在住外国人の高齢者人口

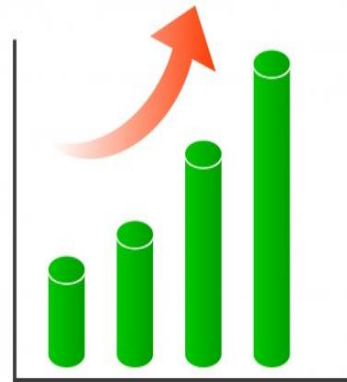
★在住外国人総人口（2022年12月末現在）

194カ国	3,075,213人	
うち、65歳以上	209,033人	6.8%
（アジア圏	177,444人	84.9%）
👉前年同期比	10,498人	増



★国籍・地域別（65歳以上の外国人高齢者人口）

①在日コリアン（韓国・北朝鮮）	→	129,840人	62.1%
②中華系（大陸・台湾）	→	33,398人	12.7%
③ブラジル	→	12,703人	6.1%
④アメリカ	→	7,478人	3.6%
⑤フィリピン	→	5,212人	2.5%
⑥ペルー	→	3,955人	1.9%



★高齡化に伴う課題 👉 介護→ 終末期ケア・看取り→ 葬儀・墓 👉 異文化「介護・終活」



外国人高齢人口の「単純」推移

★ 64歳～50歳の外国人人口（2022年12月末現在）

439,329人

うち、64歳～60歳 104,299人

59歳～55歳 147,488人

54歳～50歳 187,542人

★ 15年後（2037年）外国人高齢者人口

648,362人

◆ その先の人口

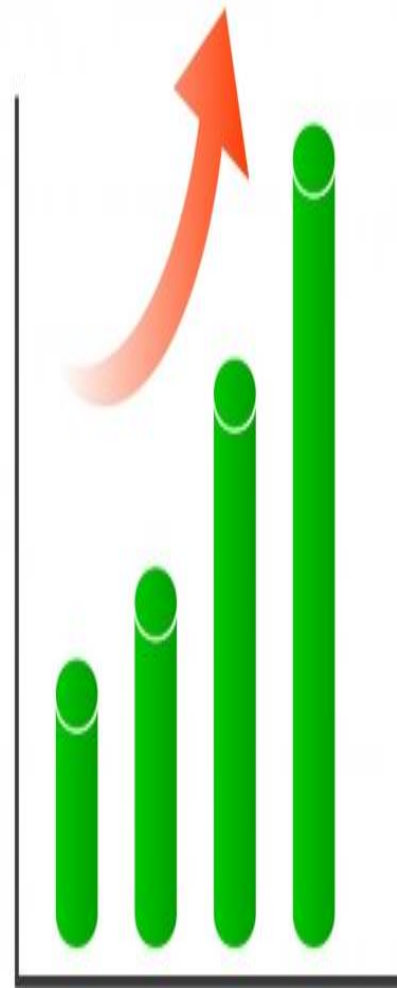
45歳～49歳 195,438人

40歳～44歳 246,042人

35歳～39歳 292,592人

30歳～34歳 394,532人

👉 これが “多文化共生社会の先にある現実”

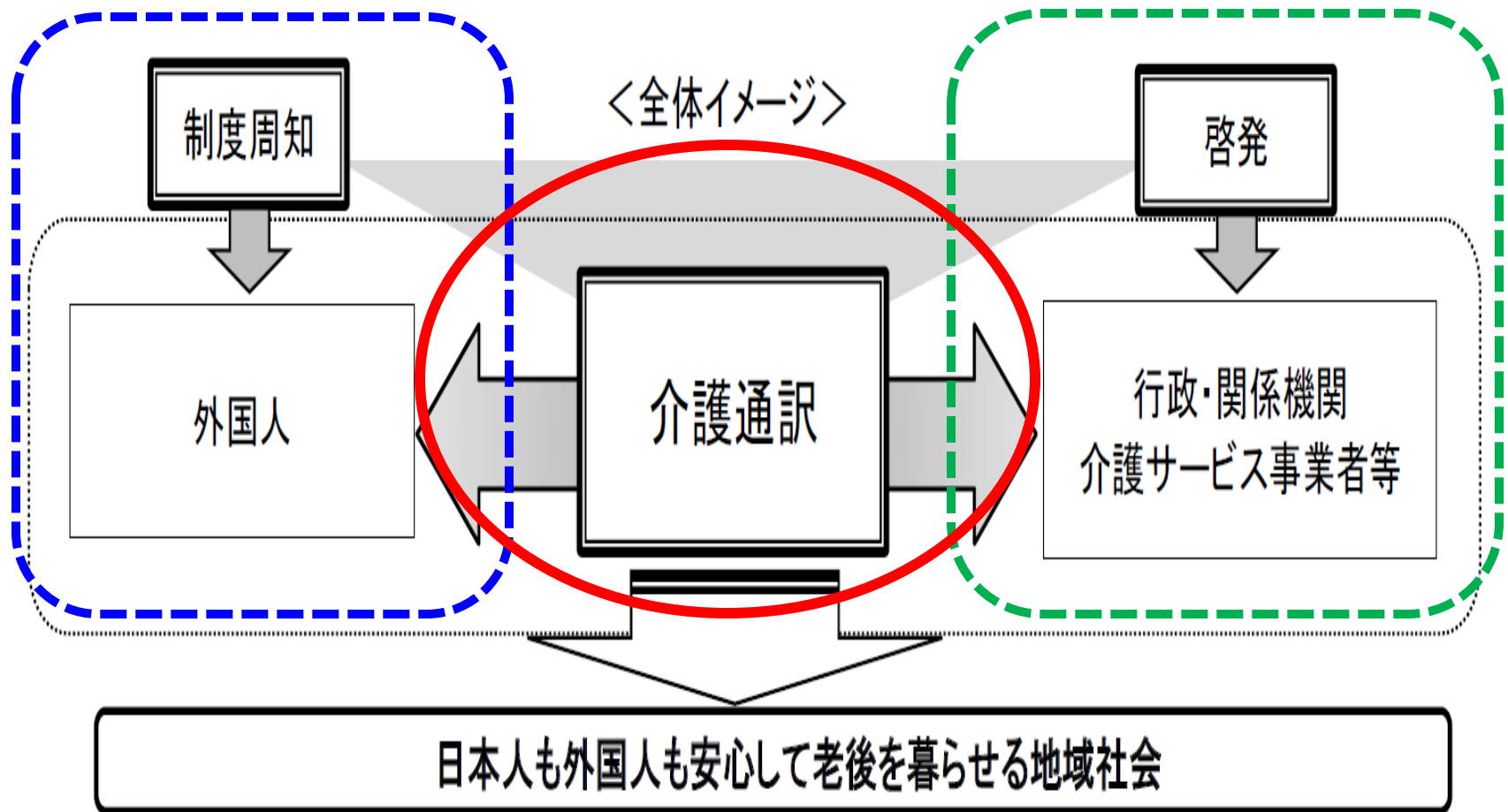


外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト

2014年度 トヨタ財団助成事業

- 外国人の**高齢化**が今後も進んでいくことが予想されるが、そのための**施策**は**行政**においてはまだとられておらず、**介護施設**においては**受入体制**はまだまだこれからだと言えます。
- また、**介護制度**に外国人が**アクセス**できていない状況の中、介護を始めとする**外国人の高齢化に対する課題に早急に取り組んでいかなければならない。**
- そこで、**外国人と介護制度をつなぐため、3つの試み**を行うこととした。
 - ①介護通訳者の養成・ボランティア派遣
 - ②外国人への介護制度周知等の働きかけ
 - ③行政・関係機関等に対する外国人の介護問題に関する啓発活動

プロジェクトの全体図



中国語介護通訳者の養成研修・V派遣



上:座学、中:ロールプレイング 下:フォロー研修

中国語ができればなあ...

介護相談したいけど日本語が苦手で...

日本語での意思疎通が大変...

中国語しかわからないよ

こんな時、お役に立ちます

介護通訳(中国語)

を派遣します(三時間以内五千円)

「外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト」では、介護保険制度の相談や制度利用の際にコミュニケーションが困難な定住外国人(中国語を母語とする方)に対して、介護に関して一定レベル以上の知識・スキルを持った通訳者を養成し、2016(平成28)年4月から通訳の派遣を行っています。介護を必要とする中国話話者、対応する関係機関、どちらも依頼できます。この機会に、ぜひご利用ください。

■このような場面の中国語通訳ボランティアを行います。

役所の窓口で
介護保険制度の説明、
申請手続きなど

ケアマネジャー等と
要介護認定の調査面談、
ケアプランの説明など

介護サービス事業者と
契約時の説明、
状況確認など

※介護施設や在宅介護サービスにおける、意思疎通のための通訳も行います。
(ただし、生活介助等の介護業務は行いません)
※介護保険法に規定される地域支援事業及び障害者総合支援法の事業等も対象とします。

■対象言語 中国語

■通訳ボランティアを依頼できる人

①「要介護」または「要支援」状態にあって(または、あると思われる)、上記のような場面で日本語の意思疎通が難しい方あるいはその家族や親族。

②行政、福祉機関担当者、介護サービス提供事業者など

■対応曜日と時間 月曜～土曜(9:00～18:00)

■対応エリア 名古屋市内及びその近郊

■依頼費用(謝礼) 三時間以内5000円 延長料金1500円/30分

■依頼方法

原則として通訳を希望する日の5日前(土日祝除く)までにホームページ <http://kaigotuyaku.web.fc2.com/> からダウンロードした「介護通訳依頼書」をメール(kaigotuyaku2015@gmail.com)で送ってください<24時間受付OK>。折り返しご連絡いたします。尚、条件に該当せずお断りする場合もございますので、その際はご了承ください。

問合せ先 Mail: kaigotuyaku2015@gmail.com
主催 外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト

介護通訳ボランティア派遣チラシ

外国人向け介護保険制度の周知



多文化共生ワールドフェスタ2016



中国帰国者向け介護保険制度説明会



外国人の心とからだの健康相談会

異文化介護(通訳)を考えるシンポジウム・セミナー

日本人も外国人も 安心して
老後を暮らせる地域社会を目指して

異文化介護を考えるシンポジウム

劉
/ 幸

金
/ 幸

大
/ 幸

高
/ 幸

異文化介護を考えるセミナー

医療通訳と介護通訳

異文化介護通訳を考えるセミナー



2019年度 トヨタ財団助成事業

1、国に対する介護保険法改正等への政策提言

外国人高齢者等の**実態調査**を踏まえたうえで、外国人高齢者が**安心**して 老後を過ごせるよう、国に働きかけ、外国人高齢者に**配慮**した**介護保険法の改正**等を目指す。

2、自治体に対する介護支援制度構築への提案

愛知県と名古屋市に、外国人高齢者介護に対する**支援制度の構築**を目指す。

3、外国人への介護保険制度の周知

- ・日系南米人向け 介護保険制度説明会
- ・フィリピン人向け 介護保険制度説明会

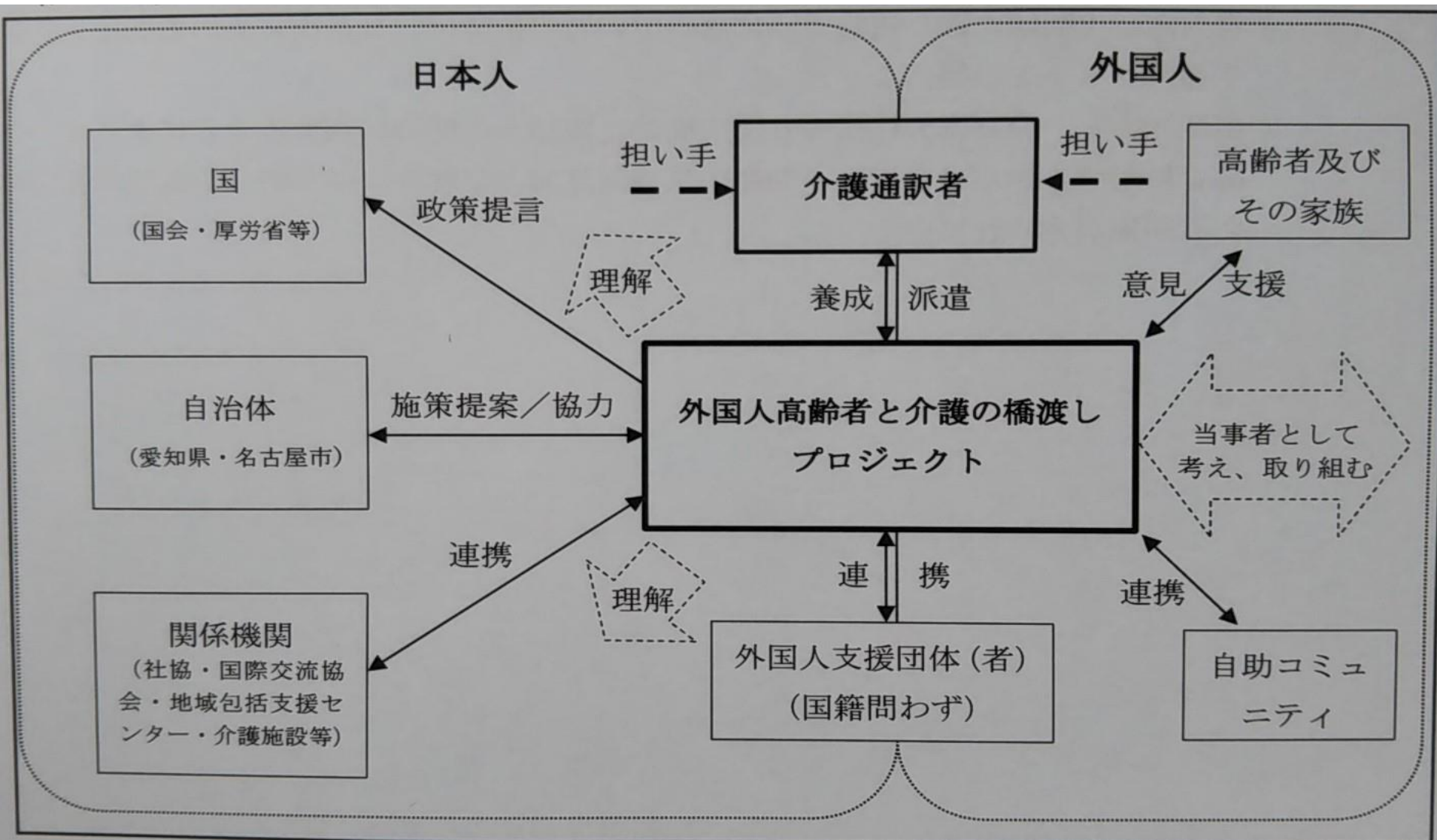
4、外国人高齢者問題に対する理解啓発の強化

- ・外国人高齢者問題に対する理解啓発シンポジウムの開催



橋渡しプロジェクトとステークホルダーの相関図

相互理解をもとに、共感・協力・協働・連携しながら、ともに進めてゆく相互関係



政策提言・支援制度の構築提案



2022/5/24 厚生労働省老健局あて（衆議院議員会館にて）



2022/3/23 名古屋市あて（名古屋市役所）



中日新聞 2022/5/27 朝刊

日系南米人・フィリピン人向け介護保険制度説明会



日系南米人向け(2020/8/9)



フィリピン人向け(2021/3/27)



中日新聞 2021/8/12朝刊

外国人高齢者問題に対する理解啓発シンポジウム

多文化共生社会の先にある現実

外国人高齢者の老後をどう支えるかを考える

～救いの制度に言葉の壁 尊厳ある多文化介護を実現するために～

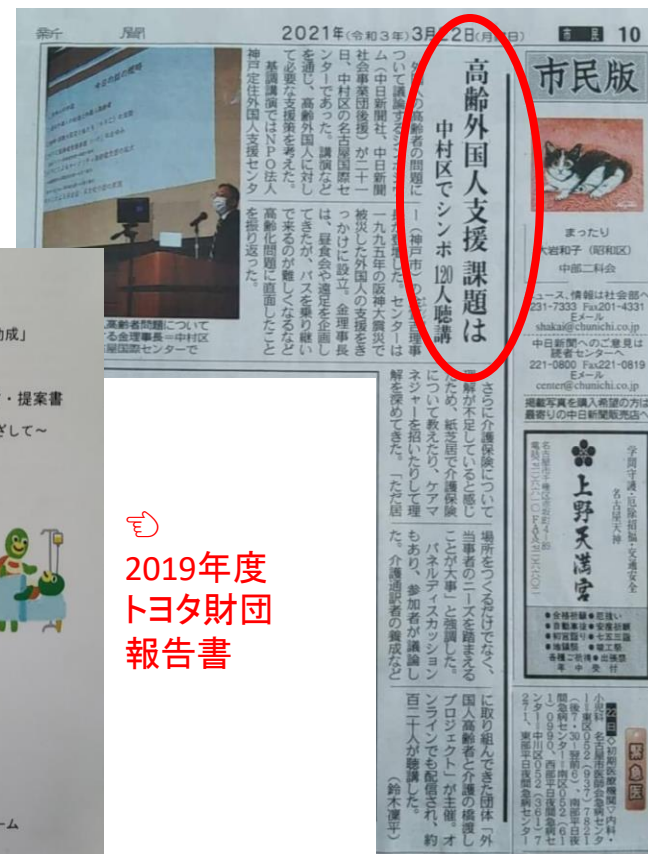
2021年3月21日（土） 名古屋国際センター 別棟ホール（会場&ZOOM）



5ヶ国の異文化背景を持つ関係者が登壇



👉
2019年度
トヨタ財団
報告書



中日新聞 2021/3/22朝刊

2019年度 地域と協同の研究奨励助成事業

1、テーマ

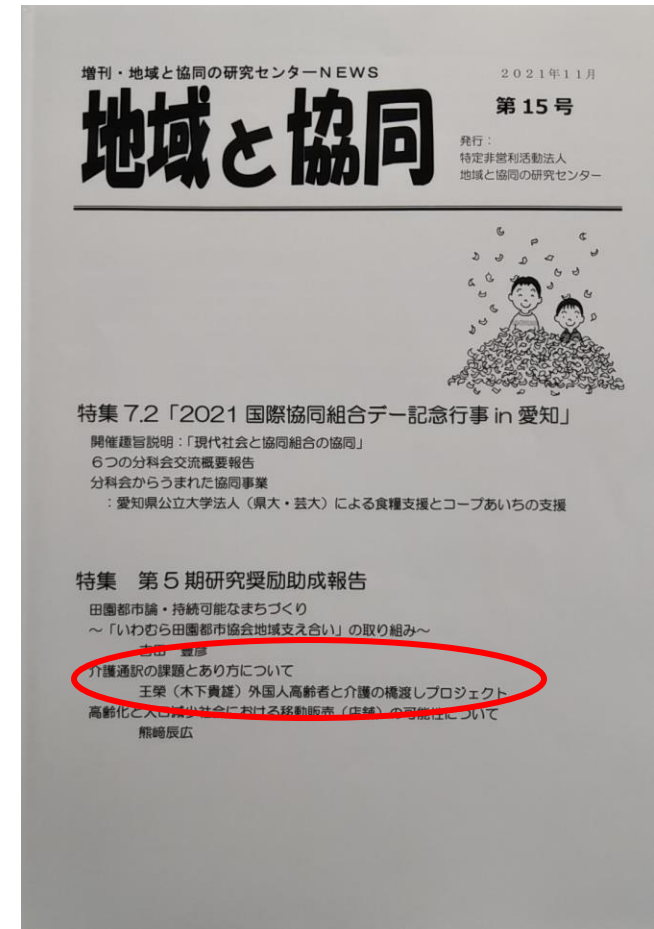
介護通訳の課題とあり方について

2、方法

- ①研究調査の派遣実績と、これまでのプロジェクトの介護通訳派遣実績を合わせて分析し、介護通訳の課題とあり方を探る。
- ②介護通訳を考える公開セミナーを通じて、介護通訳の課題とあり方を探る。
- ③日系南米人介護士へのヒヤリングを通じて、介護通訳養成テキストの多言語化の可能性を探る。

3、新たな課題として

- ①障がい者
- ②在宅看護
- ③終末期ケア・看取り

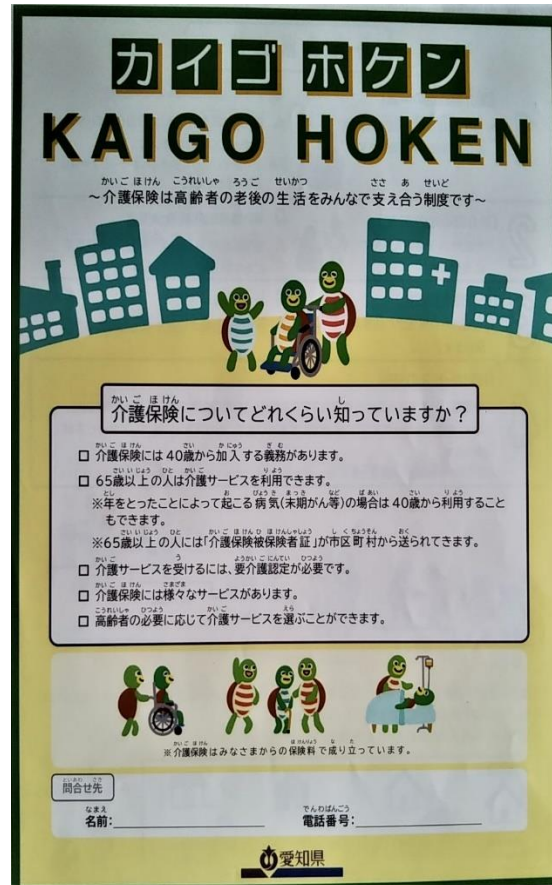


増刊 地域と協同の研究センターNEWS
「地域と協同」第15号（2021年11月）

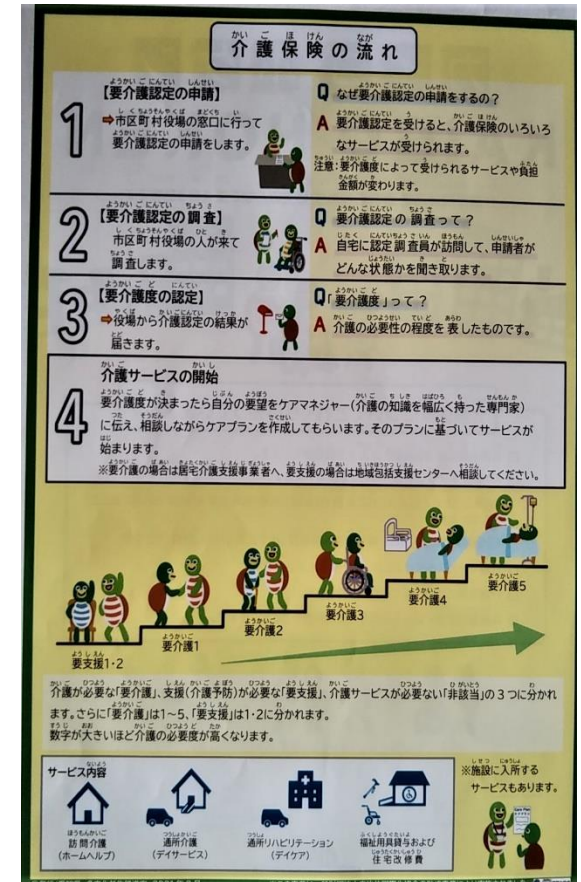
2020年 愛知県外国人高齢者支援事業



介護支援者向けの
多文化共生理解促進
リーフレット



外国人向け介護制度説明リーフレット
5言語(ポルトガル語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、英語)



愛知県多文化共生推進室HPに掲載中

2020年 愛知県外国人高齢者支援事業

愛知県外国人高齢者支援事業

愛知県外国人高齢者に関する実態調査報告書 ～ともに老い、幸せな老後を暮らすために～

愛知県外国人高齢者支援事業
外国人高齢者に関する実態調査報告書
～ともに老い、ともに幸せな老後を暮らすために～



2021年2月



発刊にあたって	1
1 愛知県の現状	2
2 調査の背景・目的	4
3 調査の内容	
(1) ヒアリング調査	5
(2) アンケート調査	7
4 調査結果の概要	
(1) ヒアリング調査結果の概要	8
(2) アンケート調査結果の概要	13
5 まとめ	
(1) 外国人高齢者に関する現状と課題	19
(2) 今後望まれる施策やその方向性	21
巻末資料	
I ヒアリング調査結果の詳細	25
II アンケート調査結果の詳細	66
おわりに	86

愛知県多文化共生推進室HPに掲載中

愛知県立大学との共催による
異文化「終活」を考えるセミナー・シリーズ



異文化「終活」を考えるセミナー

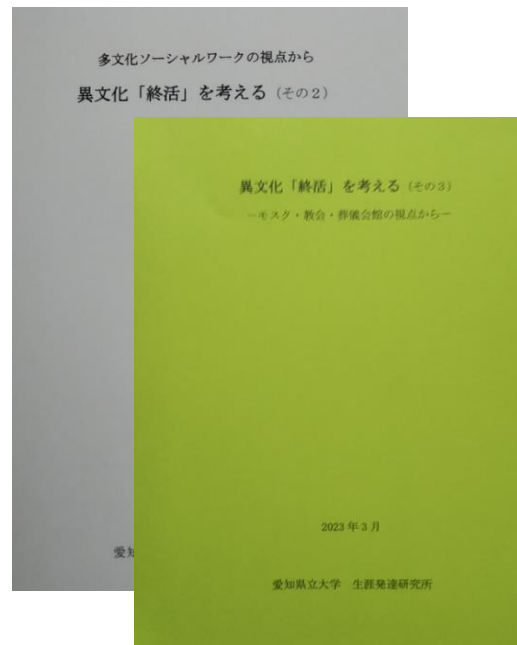
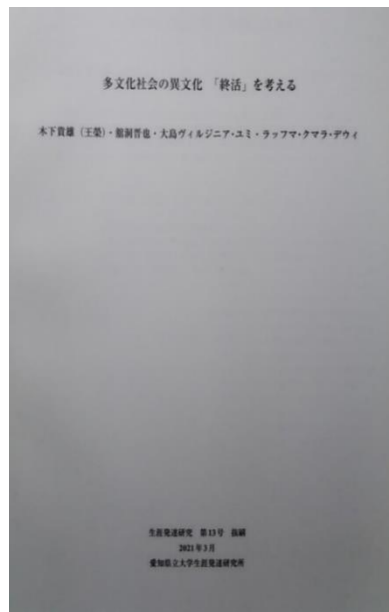
異文化「終活」を考えるセミナー(その1・2・3)

愛知県立大学
生涯発達研究所年報

生涯発達研究 第13号
特集1 多文化社会の
異文化「終活」を考える

多文化ソーシャルワークの視点から
モスク・教会・葬儀会館の視点から
異文化「終活」を考える(その2・3)

愛知県立大学生涯発達研究所



終末期ケア・看取り
ケアの視点から
異文化「終活」を考え
る(その4)

愛知県立大学ホーム
ページ掲載予定
(生涯発達研究所)

愛知県立大学ホームページ掲載中
(生涯発達研究所)

謝 謝 ！



王榮(木下貴雄) ☒Mail: takak888@yahoo.co.jp ☎ 090-1758-5763

外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト

HP: <https://kaigotuyaku.web.fc2.com/>

FB: <https://www.facebook.com/kaigotuyaku/>

☒: kaigotuyaku2015@gmail.com

研究ノート

異文化“介護通訳”言葉と文化のコミュニケーター
～外国人高齢者と介護の橋渡し役～王 榮（木下 貴雄）[†]

要旨

在住外国人の永住化・定住化に伴い、外国人高齢者の人口は年々増えて、高齢化が進んでいる。

在住外国人高齢者の増加に伴って、身体的または知能的な衰えによって自ずと要介護者が増える。しかし、外国人高齢者およびその家族の多くは日本語によるコミュニケーションが十分に取れず、介護保険制度にアクセスすることが困難な状況にあるため、介護保険サービスへの利用申請や諸契約の内容の説明などのコミュニケーションにあたっては理解が難しい。日本人にさえ難しいこの介護問題は、外国人高齢者およびその家族にとってさらにそのハードルが高く、特に介護におけるコミュニケーションの問題が深刻化している。

コミュニケーションの障壁となっている「言葉の壁」を取り除くために、言葉と文化に精通し、介護の専門知識と一定レベル以上の通訳スキルを持つ異文化“介護通訳”の人材育成が必要であり、在住外国人に対する介護保険制度の周知や行政、福祉機関、介護施設に対して異文化背景を持つ在住外国人高齢者に対する理解への啓発も必要である。

異文化“介護通訳”は、外国人と介護保険制度・介護サービスをつなぎ、行政や介護サービス提供事業者などに外国人への理解を求め、言葉と文化の架け橋として、外国人高齢者と介護の橋渡し役を果たすだけでなく、介護分野における多文化化の推進役になることも期待できよう。

在住外国人の高齢化問題は、今後の日本の多文化化している状況において、避けて通れない問題であり、社会全体が早急に取り組まなければならない課題である。

本稿は、外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクトが取り組んできた介護通訳の養成研修およびボランティア派遣の事業活動を通じて、多文化共生社会における異文化“介護通訳”とはなにか、介護通訳として求められるものはなにか、異文化介護コミュニケーションにおける“介護通訳”の特徴・役割について論じたうえで、“介護通訳”の必要性和重要性を示唆した。

キーワード

外国人高齢者、異文化介護、中国帰国者、介護通訳、多文化共生

[†] 外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト、あいち多文化ソーシャルワーカーの会、
東海中国帰国者介護支援センター代表、大学非常勤講師

1、はじめに

法務省が公表した「平成29年12月末現在における在留外国人数について（確定値）」によると、平成29年12月末現在、世界195ヶ国と地域から256万人を超える異文化背景（国籍・出身地・民族・文化等）を持つ在住外国人が日本地域社会の一員として暮らし、前年末に比べて17万人ほど増加し、在留者数は過去最高となったのである。

生活の基盤を日本に置く永住や定住が増えるなど、生活形態が多様化しているなか、産むから弔うに至るまでのライフサイクルにおいて、在住外国人の暮らしにも様々な問題が生じて福祉サービスを必要としている。しかし、現状では在住外国人に対する福祉サービスが十分に提供されて

おらず、サービスを提供する側が在住外国人の文化的背景や価値観などを十分に理解していない、あるいは理解しようとしていないと思われる場面も多く見受けられる。

地域社会のなかで暮らしている在住外国人の多くは、日本語が全くわからない、あるいはある程度理解できてもコミュニケーションを母語のように図ることができずに困っている。そのため、コミュニティ系通訳¹（行政・教育・相談・司法・医療など）のニーズが高まり、多くの自治体や国際交流協会などの公的機関はコミュニティ系通訳の養成に力を注いでいる。

短期滞在の外国人と違い、日本に永住や定住する中国帰国者²をはじめとする在住外国人は、日本人の生活者と同様に生活上の様々な問題を抱えている。そのなかの一つは介

1 水野真木子・内藤稔（2015）、サンドラヘイル（2014）、水野真木子（2008）参照

2 王榮（木下貴雄）・渋谷努（2018）参照

護問題であり、特に介護におけるコミュニケーションの問題が深刻である³。介護を受ける多くの在住外国人高齢者およびその家族は日本語によるコミュニケーションが十分に取れないため、介護サービスの利用にあたり、どうしても通訳が必要となる。この介護サービス利用時における通訳（介護通訳）は、在住外国人高齢者（要介護者）の増加に伴い、今後、コミュニティ系通訳の新たな分野として注目されるようになり、次第に需要も高まっていくと思われる。

本稿では、中国帰国者二世である筆者が中国引揚者である父の介護経験や中国帰国者自立支援通訳、コミュニティ通訳の経験、“外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト”⁴（以下介護の橋渡しプロジェクトという）が取り組んできた介護通訳の養成とボランティア派遣の経験を基に、在住外国人高齢者の介護におけるコミュニケーションを中心に、多文化共生社会における異文化「介護通訳」とはなにか、その特徴や役割などについて論じる。

2、外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト

日本に暮らす在住外国人256万人のうち、65歳以上の高齢者人口は16万8千人、前年同期に比べると8千人ほど増えて、高齢化が年々進んでいる。かつてはニューカマーと呼ばれる人たちの高齢化はまだまだ先のことだと思われていたが、永住や定住の増加に伴い、現状においては在住外国人の高齢化は未来の話ではなく、介護の現場においてはすでに諸問題が生じている。今後10年から20年の間にはますます高齢化が予想されるが、行政においてはそのための施策⁵はまだ明確にとられておらず、介護施設においても受入体制が整っていないのが現状である。また、介護保険制度は日本人でさえ理解が難しく、外国人は制度にアクセスすることが困難な状況にある。たとえアクセスできたとしても、認定調査やケアプランの説明、サービスの契約、サービス利用中の要望、コミュニケーションにあたっては、日常会話程度の日本語力では理解が難しいと思われる。一方、介護施設では、在住外国人高齢者に対する知識や理解が乏しいため、どう受入れたら良いのか、どう接すれば良いのか、ことばが通じずどうコミュニケーションを取ったら良いのかなど、戸惑いを感じている場面も少なくない。

在住外国人の高齢化は今後避けて通れない重要課題として早急に取り組まなければならないと認識した外国人支援NPO法人などの三団体は、“外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト”を発足させ、2015年度から2年間にわたり、公益財団法人トヨタ財団の助成を受けて、「日本人も外国人も安心して老後を暮らせる地域社会を目指して―外国人と介護制度をつなぐ3つの試み―」をテーマに、①介護

通訳者（中国語）の養成・ボランティア派遣、②外国人への介護制度の周知、③行政・介護施設などの関係機関に対する外国人の介護問題に関する啓発活動、の3つの取り組みを行ってきた。

3、なぜ「介護通訳」なのか

介護通訳養成のきっかけは筆者の父の介護だった。筆者は父の介護を通して、日本語がわからず、読み書きもできない中国帰国者をはじめとする外国人高齢者が介護保険サービスを利用するには、「ことばの壁」があまりにも高すぎることを痛感させられた。

筆者の父は70代、旧満州国生まれの中国引揚者。1980年代に帰国、日本語は日常会話程度、パーキンソン病と認知症で要介護4、身障者2級。母は60代、中国籍。日本語は日常会話程度、地域社会との付き合いが薄く、中国で学校教育を受けていないため読み書きができない。

筆者の父のパーキンソン病は定年後病状が悪化し、認知症状も現れ、幻覚や幻聴がひどく、徘徊もするようになった。母の介護による生活が続いていたが、日々の介護に母は体力的にも精神的にも疲れが限界に達した。母からのSOSを受けて、筆者は地域包括支援センターに相談し、介護保険サービスを利用することにした。母は日本語が日常会話程度しかできないため、関係者との面談や介護サービスなどの説明にはすべて筆者が同席して母に通訳しなければならず、諸契約においてもすべて筆者が代筆しなければならなかった。この時に初めて、通訳なしでは外国人高齢者が介護保険サービスを利用することは不可能と痛感し、同時に、介護保険制度をはじめとする専門知識がなければ通訳もできないと実感した。また、文化や生活習慣などの違いから、デイサービスなどの介護施設での食事が口に合わなかったり、レクリエーションに戸惑ったり、父のしゃべることばが日本語であったり中国語であったりして、施設の職員が戸惑いを感じることも多くあった。そのため、施設の職員などの関係者に父の背景を説明し理解を求めた。このことを通して、関連機関に対して異文化の背景を持つ高齢者の介護サービス利用に関する啓発が必要だと感じた。

筆者は父の介護を通して、日本に住む異文化の背景を持つ高齢者が安心して地域で暮らしていくためには、介護に関する知識を持ち、言葉や文化に精通する通訳が、在住外国人高齢者およびその家族に対して、介護保険制度や介護サービスの周知を行う必要があると同時に、行政や福祉機関、介護施設への理解啓発など、外国人高齢者と介護の橋渡しを担う介護通訳の養成が必要であることを強く感じたのであった。

3 木下貴雄（2003）参照

4 外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクトは、「NPO法人東海外国人生活サポートセンター」「医療通訳者ネットワーク東海」「NPO法人多文化リソースセンター東海」の3団体によって構成している（2018年4月末現在）。

5 愛知県では「あいち多文化共生推進プラン2022」、名古屋市では「第2次名古屋多文化共生推進プラン（2017-2021）」にそれぞれ外国人高齢者への取り組みを初めて盛り込んだ推進プランが作成された。

表1 介護通訳養成研修カリキュラム

大項目	中項目	小項目
知識	要介護外国人を取り巻く状況について	要介護者の生活状況、日本語理解が不十分な要介護者の介護現場での困難な状況などに関する知識・理解
	介護保険制度について	介護保険制度の概要
		介護サービスの利用について（要支援・要介護の認定・サービスの利用方法・ケアプランなど）
		介護施設について（どのようなところか、サービス内容、契約内容、費用など）
		介護施設以外のサービスについて（サービスの種類・内容・費用など）
		上記介護保険制度について中国語でまとめる
	高齢者に多い病気について	高齢者に多い主な病気の概要
	医療と介護の連携について	医療と介護の連携の場面
技術	介護用語について	介護や介護制度に必要な用語の基礎知識、用語集の作成方法
	通訳技術	ロールプレイなど
倫理	介護通訳者としての心構え	介護通訳の役割・特徴
		通訳者としての倫理
		介護通訳者に求められるもの

※他に、現場研修（施設見学、高齢者模擬体験、施設内における通訳実習）、フォロー研修を実施。

4、「介護通訳者」の養成研修・ボランティア派遣

介護通訳は通訳業界において新しい分野であり、介護通訳としての定義もなければ、医療通訳のように体系的な養成カリキュラムもなかったため、橋渡しプロジェクトは介護通訳の「定義」から検討しなければならなかった。また、先例がないなかで、養成カリキュラムの作成にあたっては、医療通訳共通基準⁶を参考に、「知識」「技術」「倫理」の3項目に分けて作成した。（表1）

1) 介護通訳の定義

介護通訳は、コミュニティ系通訳のなかにおいても新しい分野であり、「介護通訳」という名称も今のところは、主に中国帰国者に関わる介護のなかで使われているため、「介護通訳」の定義について様々な角度から検討して、以下のように定義した。

介護通訳とは、狭義においては、中国帰国者をはじめ、異文化背景（国籍・出身地・民族・文化等）を持つ在住外国人住民、または日本国籍を有するが日本語による意思の疎通に支障がある者およびその家族が、介護保険法の規定に基づく諸介護サービス（介護相談・要介護認定調査・居宅介護サービス計画や契約・介護関連施設見学・福祉介護用具のレンタル・住宅改修等々）を利用する際に意思の疎通をスムーズに図れるように、在住外国人要介護者およびその家族と行政や福祉機関担当者、介護サービス提供事業者との間での言語サポートを行うこと、または通訳をする人のことを指す。広義においては、高齢者介護のほかに、在住外国人住民が知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく障害者デイサービス、障害者福祉サービス等を利用する時の通訳まで含まれる。

2) 養成カリキュラム

カリキュラムの構成は「知識」「技術」「倫理」の3項目から成っている。

「知識」については、要介護外国人を取り巻く状況や介護保険制度に関する専門知識のほかに、高齢者に多い病気や医療と介護の連携、介護用語の作成などの知識も取り入れた。

「技術」については、通訳としての基礎知識・技術、それを応用するためのロールプレイを中心に実施した。

ロールプレイで使うテキストを独自に作成する必要があったため、筆者の父の介護実例を基に「申請代行」、「認定調査」、「アセスメント（事前評価）」、「サービス担当者会議（ケアプランの説明）」、「契約」、サービス利用後の「モニタリング」の場面を設定し、筆者の父の介護に実際関わっていたケアマネジャーや介護サービス事業者（ディサービス・ショートステイ・福祉用具の管理者や責任者）に実際のやり取りを実演してもらい、そのやり取りを録画、それをベースにテキストを作成した。

「倫理」については、介護通訳としての心構え（介護通訳の特徴・役割、介護通訳として倫理、介護通訳に求められるもの）を中心に取り入れた。

介護通訳は医療通訳以上にプライバシーに踏み込むことがあり、生活の場に入る機会も多く、通訳の業務範囲から逸脱してしまう可能性が高いため、倫理は医療通訳以上に重要である。また、通訳者が倫理をしっかりと身に付けて

6 医療通訳の基準を検討する協議会（2010）、日本介護支援専門員協会「介護支援専門員 倫理綱領」参照

いないと、介護通訳のシステムを保つこともできなくなるし、通訳者自身の負担も大きくなってつぶれてしまいかねない。そのため、「倫理要綱」⁷も作成した。

3) 養成研修・ボランティア派遣

養成研修全般においては、養成カリキュラムに基づき、現役のケアマネジャーをはじめ、地域包括支援センター所長、医師や外国人高齢者を受け入れている介護施設の管理者などの専門家を講師に招き、5日間にわたって、理論体系的に研修を行った。研修中には小テストを行い、すべてのカリキュラムが終了後に、修了試験を実施のうえ、試験に合格した受講生に修了証を授与した。また、研修の一環として、デイサービスでの見学と模擬体験、通訳実習などの現場研修も行い、修了生に対するフォロー研修も行った。

2015年度から2期にわたって27名の中国語介護通訳を養成した。2016年4月に試験的にスタートした介護通訳のボランティア派遣であるが、助成事業が終了する2017年3月末までの一年間の概要は以下の通りである。

①派遣実施件数

介護通訳のボランティア派遣の延べ件数は43件。

当初の目標50件に対してマイナスではあったが、その理由としては、限られた予算のなかで、できるだけ多くの新規利用者に使ってもらうため、重複利用者の利用回数に制限を設けていたためであった。利用回数を制限しなければ目標の件数を超えていたと思われる。

②依頼先の形態と件数

居宅介護支援事業所が32件、訪問看護ステーションが4件、デイサービス（通所）が2件、ケアマネジメントセンターが2件、地域包括支援センターが2件、区役所介護保険係が1件の順となっている。

キーマンとなるケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所からの依頼が多いことから、介護通訳派遣システム制度の周知については、ケアマネジャーがどれだけその必要性和重要性を理解しているのかがポイントになっていることがわかる。

③依頼内容

訪問リハビリが13件、訪問入浴が12件、デイサービス（通所）の利用が10件、介護保険制度および利用申請の説明が2件、介護認定調査が2件、サービス担当者会議が2件、契約の説明が1件、身体状態の確認が1件の順となっている。

依頼内容からは訪問介護（リハビリや入浴）が多いことが窺えるが、介護通訳派遣システム制度の周知によって、介護保険制度および利用申請の説明や介護認定調査、契約の説明、サービス担当者会議などの依頼ニーズが十分にあると考える。

④通訳の対象者

介護サービス利用者のほか、ケアマネジャー、介護職員、認定調査員、看護師、理学療法士、福祉用具職員、医者、

家族が対象となっている。

通訳の対象者が多岐にわたっていることが窺える。そのため、介護に関する幅広い知識の習得が必要になり、フォロー研修を通じてスキルアップを図る必要がある。

⑤派遣先

利用者の自宅が30件、介護施設が10件、病院が3件の順となっている。

派遣先の件数からは訪問介護が多いことが窺える。自宅に伺うことは利用者のプライベートスペースに入り込むことになるため、通訳者は介護通訳の倫理要綱に基づき、守秘義務を厳守しなければならない。

⑥通訳の派遣人数

介護通訳の延べ派遣人数は15名。そのうち7回が1名、6回が1名、4回が4名、3回が2名、2回が1名、1回が6名となっている。

通訳の派遣においては、できるだけ多くの通訳に現場での経験を積んでもらいたいため、コーディネーターはできる限り現場経験が少ない通訳の派遣を心がけていた。また、派遣におけるコーディネーターの役割と資質が重要であることが改めて立証された。

⑦派遣時間

介護通訳の派遣時間は、最短は15分（訪問リハビリ）、最長が3時間（デイサービス）となっている。

通訳の時間についてはケースバイケースであり、短いからといって悪いわけでも、長いからいいというわけでもない。サービスの提供時間によるものもあり、サービス担当者の裁量によるものもあると思われる。

4) 派遣を通して見えてきたもの

1年間の介護通訳ボランティア派遣を通して見えてきたものとして、以下にまとめることができる。

①確かな（潜在的）ニーズ（需要）があり、介護通訳の必要性がある。

コミュニケーションが必要不可欠な介護（現場）においては、通訳がいることによって利用者とその家族および介護サービス事業者の実態（考え方・思い・要配慮事項など）を把握することができる。利用者とその家族は通訳を通じて自分の意思や要望を介護サービス事業者に伝えることができ、介護サービス事業者はその要望を聞く（知る）ことによって適切なサービスを提供できる（行政や福祉機関の場合は適切なサービスの利用につなげることができる）。また、通訳がいることによって利用者とその家族および関係機関の担当者はともに安心感が得られる。

②利用範囲が当初の想定を超えている。

当初は介護保険の利用申請や介護認定調査、契約の説明などの利用時での介護通訳が多いだろうと想定していたが、実際の利用ニーズを見ると、介護サービス申請などの利用時だけではなく、そのニーズは介護現場に及んでおり、現場のニーズが高い（多い）ことがわかった。今後、

7 介護通訳の「倫理綱領」は、医療通訳の基準を検討する協議会（2010）、日本介護支援専門員協会「介護支援専門員 倫理綱領」（平成19年3月25日採択）を参考に作成した。

介護現場における介護通訳のあり方を検討していかなければならない。

- ③より幅広い介護に関連する知識（リハビリや入浴、福祉用具など）が必要であり、フォロー研修を通じて知識の幅を広げる必要がある。

利用範囲が当初の想定を超えているため、研修の中で触れていなかった分野、例えば訪問リハビリや訪問入浴などの知識を通訳者に学ばせて、スキルアップさせていく必要がある。

- ④デイサービス（通所）などの施設内での通訳の場合は、他の利用者に対する配慮が必要。

利用者のなかには通訳が介護職員であるかどうかの区別がつかない場合もある。そのため、通訳が一人の利用者にずっと付きりになっていると、その利用者が特別扱いになっているという誤解が生じてしまうからである。

- ⑤家族の誤訳を発見することができる。

介護通訳を要請に基づいて現場に派遣しているにも関わらず、家族の通訳を依頼者が承諾してしまうケースもある。しかし、家族の日本語の理解能力によって誤訳が生じたり、訳漏れがあったりして、意味がきちんと伝わっていないようなこともある。そうした誤訳等を現場にいる通訳が発見し、訂正したり再確認したりすることによって、誤訳による問題を防ぐことができる。

- ⑥通訳終了後の報告書の詳細記載（引継による情報提供）が大事。

同一利用者には必ずしも同一通訳が派遣されるとは限らないため、利用者の情報や状況、現場での出来事、決め事などの報告の詳細記載は、次に派遣される通訳にとって重要な情報源となっているため、引継による情報提供は重要である。

- ⑦無償は利用しやすいが有償は利用しにくいという課題がある。

通訳料金は介護保険制度対象外のため、有償は事業者または利用者の個人負担となってしまう、利用したいのに経費負担の面で利用を諦めざるを得ないという実態が明らかになった。今後、ますます増えていくと思われる外国人高齢者の介護を考えると、今の介護保険サービスに含まれていない介護通訳という言葉サービスの提供を介護保険法に取り込んでいかなければ、外国人高齢者が安心して介護サービスを受けられない。介護通訳という言葉サービスを介護保険対象内で提供できるように国会で議論をしてもらえるように働きかける必要がある。また、現状に対する打開策として、自治体による介護通訳の養成と派遣による支援制度の構築が必要と考える。

5) 介護制度の周知と啓発

在住外国人への介護制度の周知については、中国帰国者を対象とした説明会を実施したほか、複数の多文化イベントに出展し多言語通訳付きでの周知活動も行った。外国人高齢者に対する理解への啓発については、地域包括支援セ

ンターへの個別訪問や異文化介護シンポジウムの開催などを通じて行った。

5、介護通訳の特徴

中国帰国者の介護通訳経験および橋渡しプロジェクトが取り組んできた介護通訳ボランティア派遣の経験から、介護通訳の特徴⁸は以下のようにまとめることができる。

- ①介護通訳の対象と内容が多岐にわたっている

介護通訳の主たる対象は、地域社会に暮らす異文化背景を持つ外国人高齢者およびその家族であるが、本人の要介護状態や生活状況によってはキーマンとなるケアマネジャーのほかに、行政の担当者や地域包括支援センターとケアマネジメントセンターの関係者、訪問看護・介護・入浴・リハビリステーションなどの介護サービスを提供する事業者なども対話の対象となり、介護通訳の対象は実に多岐にわたっている。

また、介護通訳の内容は普遍的に共通する内容と個人によって異なる個別の内容の二つに分けられる。共通内容としては、介護サービスの利用に関する相談や要介護（要支援）の認定申請、認定調査員による聞き取り調査、介護保険制度、ケアプラン、介護予防ケアプラン、介護サービス利用内容、契約などに関する説明のほか、要介護者本人の過去や現在の生活状況（状態）および家族の生活状況など、プライバシーに関すること含まれている。個別の内容としては、通所（デイサービス）や訪問看護・介護・入浴・リハビリ、福祉用具などの実際の介護現場に関するものが多く含まれている。

- ②要介護者のことば・教育レベルに差がある

要介護者本人やその家族のことば・教育レベルは、学校教育を受けていたかどうかによって様々であり、出身地が中国のような広域にわたっている場合は、方言も多種多様である。そのため、個々の生活背景に関する情報や地域性に関する知識と理解がなければ、的確な介護通訳ができなくなってしまうケースもある。

また、認知症や精神障害などの病的なものにより介護通訳にならないような状況が発生することもある。

中国帰国者の場合は、一世の多くは幼い時に中国人の家庭で育てられ、日常生活のなかで中国語を習得した経緯があるため、中国語は話せるが話の内容を上手くまとめて話せない人もいる。また、多くは中国の東北地方で暮らしていたため、東北の方言が多く使われている。個々の育てられた家庭や地域の環境によって話し方や教育レベルの差はかなりあるように感じられる。

- ③習慣などの文化的要素が大きく関わっている

介護通訳は、要介護者の老後の暮らしおよびその家族の日常生活に密着しているため、要介護者の生活の質の向上を考える時に、要介護者本人の意思や家族の思いが大きく絡んでくる。そのため、生活の風習や習慣、文化、価値観などの違いによって、日本文化と諸外国文化の違

8 水野真木子（2008）コミュニティ通訳の特徴を参照

いがそのままぶつかり合う場面にも多く遭遇する。文化や価値観などの差異によっては介護の方法等をめぐって大きなトラブルになる恐れもあるため、通訳となる対象者の異文化的背景などに対する知識と理解が必要である。介護（医療もそうだが）は信頼関係がなければ、適切なサービスを受けることも提供することも難しくなる。文化や価値観などの違いによるトラブルなどは双方の信頼関係を損なってしまう、それによってその後の介護に大きく影響を及ぼす恐れがあるため、生活の風習や習慣、文化、価値観などを重要な要素として理解しなければならないのである。

④プライバシーに直接関わっている

要介護度合いが高ければ高いほど介護通訳の介入度合いの範囲が大きくなる。普段は他人には見せたくない、見られたくない、あるいは見せられないような場に介護通訳として直接入り込むこともある。要介護者本人およびその家族のプライバシーを守るために、介護通訳として守秘義務を厳守しなければならないのである。

⑤専門的な知識の幅が広い

介護通訳の内容は介護保険制度や介護サービスに関する専門知識はもちろんのこと、高齢者の介護は医療やリハビリと平行して行われている場合も多いため、医療やリハビリに関する専門知識も必要である。

筆者の父のケースを見ると、自宅からデイサービスやショートスティを利用する時に倒れて一般の病院に緊急搬送され治療を受けた後に、今度はリハビリ病院に転院し、リハビリを行った後に退院して自宅へ戻り、再びデイサービスやショートスティを利用する、その繰り返しだった。その都度、一般病院では今後の介護に関する家族としての望み、リハビリ病院では病気や治療のこと、介護の利用状況や今後の介護に対する希望などが聞かれたり、説明されたりするようなことが常にあった。

また、家族として父がリハビリによる回復がどこまでできるのか、今後における治療がどう展開されていくのかなど病状の回復や退院後の介護に関連するような質問をしたり、確認したり、相談したりもした。この時に、高齢者の場合は医療・看護・リハビリと介護がセットになっていると実感し、介護通訳は介護に関する知識だけではなく、医療・看護・リハビリに関する専門的な知識も必要であることを感じさせられた。また、入院中における「看護通訳」が必要であることも気付かされた。

⑥ケアチームの一員としてのケアワークである

介護通訳は、要介護者の介護度合いによってはかなりの長期戦も予測される。そのため、ケアマネジャーや介護施設管理者、介護担当者、医師、看護師、行政機関担当者などとの連携プレーが欠かせず、単に一過性的な介護通訳ではなく、ケアチームの一員としての介護通訳であるという認識を持つ必要がある。

6. 介護通訳の役割

介護通訳の役割として、以下のことが挙げられる。

①コミュニケーションの橋渡し（言葉の通訳）

人がコミュニケーションを図るうえで、ことばが大事であり、なくてはならないツールである。言葉がわからない者同士のコミュニケーションを通訳を介して図れるようにすることは通訳の基本的な役割である。介護通訳は、介護する側とされる側がことば（通訳）を通じてはじめて意思の疎通ができ、互いに理解することができることを常に意識する必要がある。

②文化の橋渡し（文化の通訳）

異文化環境のなかでの介護通訳は、言葉のみの通訳だけでは理解が深まらないことが多々ある。そのため、必要に応じて諸外国や日本の文化、生活習慣、価値観などを解釈して、さりげなく伝え、両者の文化による溝を埋めていく必要がある。日常的な介護生活の面においては、言葉＋文化などを通じてはじめてお互いの理解が深まることもあることを認識しておく必要がある。

③ケアサポート（良き理解者）

特にネイティブ通訳の場合は、二つの言語に精通しているだけではなく、双方の文化や風習などにも精通している。また、かつて自分も同じ道を歩んできた経験があるため、通訳対象者の気持ちや心情などを理解しやすく、良き理解者としてのケアサポートを心がけておく必要がある。また、ネイティブでない通訳も滞在先での生活経験によっては双方の文化や風習などにも精通している場合もあり、滞在先で経験したことを置き換えることによって通訳対象者の気持ちや心情などを理解しやすくなっている。ただし、いずれの場合も介護通訳の倫理要綱に反しない範囲内で行う必要がある。

④母語による語りかけ（母語ケア）

母語しか話せない、または母語しか話せなくなった在住外国人高齢者にとって、母語によるおしゃべりは何よりの楽しみで、精神的な安らぎが得られる。母語による語りかけによって介護サービスの利用や施設内での生活が楽しく感じられる。ことばができる介護通訳による介護サービス（介護施設内含む）時での母語ケアは、在住外国人高齢者の介護においては重要な意味を持っている。

7. 介護通訳に求められるもの

以下に挙げたことは、介護通訳のみならず、在住外国人を言語の面でサポートするコミュニティ系通訳全般に言えることでもある。

①気持ち・思い・ホスピタリティ

人のために役に立ちたいという温かい気持ち、私がやらねば誰がやるという熱い思い、そして、旺盛なサービス精神がなければ長く継続させることは難しいと思われる。筆者自身は「いつか来た道」（自分より後に来た人たちのために）「いつか歩む道」（自分より先に来て年老いた人たちのために）をモットーに通訳としての活動を続けている。

②「意味が通じる」通訳でなければならない

法廷通訳はその人の人生を左右させてしまい、医療通訳

はその人の命を左右させてしまう重大な責任があると言われるように、介護通訳はその人の晩年が楽しく幸せなものになるかどうか大きく影響を及ぼすため、言葉と文化に精通していることは必須であり、意味が通じる通訳を常に心がけなければならない。二つのことばが話せるバイリンガルであるだけで良い介護通訳になれるとは限らない。一字一句そのまま訳すのではなく、話者の意図を絶えず考え、適切な訳語を選択し、文脈を補って、正確に流暢に意味が通じる通訳を行うことが大切であることを理解しなければならない。

正確に通訳を行うことは通訳としての使命であり、通訳の基本中の基本であることはいままでもない。また、原則としては個人的な意見や考え方、価値観、感情などを直接通訳業務の中に持ち込んではいならない。常に中立の立場を保ち公平に通訳を行わなければならない。さらに、常に自分が通訳であるというプロ意識を持って通訳を行わなければならない。

「意味が通じる」通訳であるためには、常に通訳としてのスキルを維持向上させていかなければならない。

③豊富な専門知識と一般知識・教養が必要

介護現場での通訳において、介護通訳は医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、多文化ソーシャルワーカー⁹、介護福祉士、介護支援専門員、生活相談員、福祉用具専門相談員など実に多くの専門家と接している。通訳の内容も多分野にわたっているため、医療、介護、福祉などのソーシャルワークに関する豊富な専門知識と専門用語が必要なほか、日本および通訳対象者の母国の生活や文化、習慣、社会制度、宗教などに関する基礎知識、教養等もなければならない。そのため、常に自らアンテナを張って学習の努力を続けていく必要がある。

④異文化に対する理解と認識

介護は日常生活に密着しているため、異文化的な差異がそのままぶつかり合うこともしばしば生じる。通訳は異文化間の橋渡し役として、文化の違いによる誤解が生じないようにするために、まず自分自身の異文化に対する理解と認識が必要となる。また、在住外国人が抱えている諸問題に対して、在住外国人当事者の目線で捉えることが大事であることを理解しなければならない。

⑤通訳としての「倫理」への理解と遵守

法に背くことではなくても、「人として、こうした方がいい、しない方がいい」とい判断の基準になるのが、倫理である。倫理遵守は職種に関わらず重要なことである。職業における倫理は、個人だけが判断するものではなく、組織が判断するものである。

特に介護通訳の場合は、高齢者の尊厳に関わることもあるため、高い意識が求められる。通訳という職業の倫理なくしては尊厳が守られない。利用者の要求に従うのではなく、倫理要綱に照らして判断しなければならない。

倫理遵守は、介護通訳自身を守るためでもあり、システムの健全維持のためでもあり、通訳者にとって「倫理」への理解と遵守が大事であることを強く認識しておく必要がある。

⑥高度なコミュニケーション能力

通訳は人と関わる業務であり、人と人との意思疎通の橋渡し役である。場の雰囲気を読み、双方の真意や意向を汲み取り、適切な言葉を選び意図を伝え、円滑なコミュニケーションが取れるように配慮することも重要である。そのため、高度なコミュニケーション能力を有していなければならない。

⑦強い精神力・バランス感覚・ネットワーク

華々しく見える通訳業務は意外と体力が必要。介護通訳の場合は強い精神力もなくてはならない。

介護の場合は直接プライベートの場に入り込むことが多いため、通訳対象者が感情的になったり、興奮したりするようなことも少なくない。その感情の渦のなかで通訳をこなしていかなければならないので、強い精神力がないと自分が感情的になってしまったり、押しつぶされたりすることも生じてしまう。常に自分が通訳であることを意識しながら、公私を峻別できるようにバランス感覚を身に付けておく必要がある。

また、介護通訳は高齢者を主な対象として通訳を行っているため、何時どんなことが生じるかはわからない。通訳対象者が通訳の最中に急に倒れ、意識不明になったり、危篤状態に陥ったりすることも全くないわけではない。そのため、常に冷静沈着に対応できるように普段から心得ておく必要がある。

問題や悩みなどが生じた時に決して一人で抱え込まずに、通訳の仲間に相談したりして、自分の中にストレスを溜めないようにする必要がある。より多くの通訳仲間とのつながりを持つことを日頃から意識しながら、ネットワークの形成に努める必要がある。ネットワークは悩みの相談に役立つだけでなく、仲間同士の通訳としてのスキルアップにも大いに役立つ。

8、おわりに

「相手が理解できる言語で話しかけた時には、その内容は彼の頭に届く」

「相手の国の言葉で話しかけた時に、その言葉は彼の心に届く」

コミュニケーションのツールとしての言葉の重要性を強調したネルソン・マンデラが遺した名言である。

外国人高齢者は高齢に伴う記憶力の低下により日本語を忘れてしまったり、認知症などによる「母語がえり」によって言葉が母語になってしまったり、生活習慣なども母国の文化に回帰するケースが少なくない¹⁰。そのため、異文化環境のなかで年老いた外国人高齢者は、母語を聞き、母語で語り、

9 石河久美子（2012）参照。

10 日本社会福祉士会（2012）、公益財団法人愛知県国際交流協会（2018）参照。

母国の文化に接することで精神的な安らぎを得て、自分らしく、穏やかな老後を過ごすことができる。また、高齢者が母語を介して介護サービスを利用することによって、家族も安心して日々の生活を送ることができる。その手助けをできるのは介護通訳であり、多文化共生社会における異文化介護通訳にしか果たせない重要な役割があると言える。

外国人と介護保険制度・介護サービスをつなぎ、行政や介護サービス提供事業者に外国人への理解を求め、言葉と文化の架け橋を務める介護通訳に対する期待は今後益々高まっていくと思われる。そして、外国人高齢者と介護の橋渡し役である介護通訳の活躍により、介護分野における多文化共生の定着が加速することに期待を寄せたい。

参考文献

- ・石河久美子 2012 『多文化ソーシャルワークの理論と実践—外国人支援者に求められるスキルと役割』明石書店
- ・医療通訳の基準を検討する協議会編 2010 『医療通訳の共通基準』
- ・王榮（木下貴雄）・渋谷努 2018 「中国帰国者の介護問題から見た在住外国人高齢者への介護支援の現状と課題～異文化介護の現場から～」中京大学社会科学研究所紀要『社会科学研究』（第 38 巻第 2 号）
- ・木下貴雄 2003 『中国残留孤児問題の今を考える—中国「残留孤児」という名の「日系中国人」』鳥影社
- ・公益財団法人愛知県国際交流協会編 2018 『相談窓口担当者のための「多文化」ってこういうこと＝社会福祉編＝』
- ・サンドラヘイル著、飯田奈美子編 山口樹子・園崎寿子・岡田仁子訳 2014 『コミュニティ通訳—オーストラリアの視点による理論・技術・実践』文理閣
- ・日本介護支援専門員協会「介護支援専門員 倫理綱領」（平成 19 年 3 月 25 日採択）
- ・日本社会福祉士会編 2012 『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ 多文化ソーシャルワーク』中央法規出版
- ・水野真木子・内藤稔 2015 『コミュニティ通訳——多文化共生社会のコミュニケーション』みすず書房
- ・水野真木子 2008 『コミュニティー通訳入門—多言語社会を迎えて言葉の壁にどう向き合うか…暮らしの中の通訳』大阪教育図書

ウェブサイト

- ・法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>
- ・外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト <http://kibou2013.web.fc2.com/toyota.html>

多文化社会の異文化 「終活」を考える

木下貴雄（王榮）・館洞晋也・大島ヴィルジニア・ユミ・ラッフマ・クマラ・デウイ

2020年7月11日（土）に、愛知県立大学生涯発達研究所は、あいち多文化ソーシャルワーカーの会、外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト、多文化ソーシャル・ムーブメント（TSM）と愛知県立大学地域連携センター、多文化共生研究所との共催で、「多文化社会の異文化『終活』を考えるセミナー」を、Zoom ミーティングを利用したオンライン開催で実施した。その内容を以下に掲載する。

〈コーディネーター〉

木下貴雄（王榮）氏（あいち多文化ソーシャルワーカーの会）

〈報告者〉

館洞晋也氏（愛知県多文化共生推進室）

大島ヴィルジニア・ユミ氏（ブラジリアンコミュニティ通訳サポートの会）

ラッフマ・クマラ・デウイ氏（日本インドネシア家族勉強会）

王榮氏（あいち多文化ソーシャルワーカーの会）

1. セミナーの趣旨

木下 貴雄

あいち多文化ソーシャルワーカーの会の木下と申します。本日は、たくさんのご参加、ありがとうございます。今回、初の試みということで、この異文化「終活」を考えるセミナーを共催で開催させていただくことになりました。私のほうから、簡単に、今回なぜこの異文化「終活」を考えるセミナーを企画したのか、その趣旨について、説明をさせていただきます

専門家の方も多いかもしれませんが、趣旨を説明する前に、まず、なぜ多文化ソーシャルワークに異文化「終活」が必要なのかということを、知識として先に説明させていただきます。「多文化ソーシャルワーク」、まず、「多文化」を取って、「ソーシャルワーク」とは何かについて、社会福

祉分野において援助が必要な個人、家族、コミュニティ、困っている人たちに対して、社会福祉の専門家によって行われる援助活動のことです。そして、「多文化」を戻して、「多文化ソーシャルワーク」とは何かです。多様な文化的、社会的背景を持つ外国人に対するソーシャルワークのことが、多文化ソーシャルワークと定義されています。また、多文化ソーシャルワーカーとは、外国人が自国の文化と異なる環境の中で生活することによって生じる心理的あるいは社会的な問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで継続して支援していく人のことです。

これらを踏まえ、多文化ソーシャルワークに異文化「終活」がなぜ必要なのか。いま、日本は終活ブームです。セミナーやイベントなど様々な形で行われています。

外国人の変化について少しお話しさせていただきたいのですが、また、後ほど愛知県からの説明

の中で、多分、詳細なデータが出てくると思いますが、今、外国人の永住化、定住化、多様化が進み、多くの外国人が日本で暮らしています。当初は短い期間で日本での滞在を予定されていた方が、様々な事情で永住、定住され、生活とともに年々重なり、現在高齢化が発生しています。私は、中国帰国者の支援活動を中心にこれまで行ってきました。これまでの支援活動の内容を見てみると、異文化背景を持つ外国人は、労働や就職など様々な事情で来日されていますが、長年日本で生活し、もう今皆さんは一生活者として地域の中で生活されています。

生活する上で様々な問題も生じていて、社会福祉サービスを必要としています。つまり、ライフサイクル、「ゆりかごから墓場まで」という言葉はよく表現として使いますが、人としてのライフサイクルにおいて、全ての外国人が社会福祉サービスを必要とされています。当然、日本人が必要としていることは外国人も同じように必要としていることだと思います。ですから、生活者として社会福祉サービスを必要としているけれども、その提供が十分にされていない。そのために、外国人の方が十分に福祉サービスを受けられていないという側面があります。

またサービスを提供するという概念において、サービスを提供する側が、外国人住民の文化的背景や習慣、価値観といったことをまだ十分に理解していない、あるいは理解しようとしていないというのが、残念ながら、これほど日本に外国人が増えているにも関わらず、まだ発生しています。つまり、それがどういうことかという、私の感覚で言わせていただくと、ライフサイクルの中の必要とされているパーツ、パーツの支援が行われてきたんですけども、これまでに、生まれる、学ぶ、働く、子どもを育てる、共に祈るところまでは、不十分ながらも何らかの形で行われてきてはいるかなと思います。

ただ、外国人の老後、そして、終活についてはこれからだと思います。これからは異文化「終活」がやはり必要になってきます。永住化、定住化に

伴って、外国人の高齢化も進行し、当然日本で最期まで生活していくために、人生の最期を日本で迎えていく方が今後さらに増えていくことが予測されています。

異文化「終活」を狭い意味で考えると、世間でブームになっている終活という意味と大きく変わりませんが、外国人の高齢化に伴い、外国人の高齢者たちが日本でどう老後を生活していくのか、それによって人生最期の締めくくりが非常に大事になってくると思います。これは日本人だけではなく、人としてすごく大事なことです。ただ日本人と異なる部分においては、外国人が高齢になってくると言葉（母語）というのはすごく大事になってきますし、さらに、文化、宗教、習慣、風習、価値観といったものが異なっているため、人生の締めくくりにおいては、この異文化「終活」というのは、いろいろな意味合いで難しい部分が存在しています。ですから、異文化「終活」においては、異文化背景を持つ方々が自分らしく納得のいく締めくくりができるように、今後こういったサポート、支援が必要になってくると思います。

それでは、異文化「終活」とは何か、という疑問が出てくると思いますが、残念ながら今のところ、このセミナーが異文化「終活」を取り上げる初の試みなので、まだ異文化「終活」という概念がない中において、広義で考えると、単に今の日本でブームになっている「終活」という意味だけではなく、やはり先ほど申し上げたように、これから皆さん（外国人高齢者）が日本での老後生活をどう設計していくのか、つまり、老後における生活設計のことです。今高齢になっている人、あるいはこれから高齢になっていく人が、これから自分たちが老いていく中で、きちんと自分のライフプラン、生活設計ができるかどうかによって、老後の生活の質が大きく変わってくると思います。

以上のような意味で、先ほどお話した狭い意味での異文化「終活」、つまり介護、ターミナルケア、看取り、葬儀、お墓なども含めて、老後生活をきちんと自分で考えて、自分らしく最期を迎えていくこと、老後の生活を経て、そして、人生の最後

の「終活」によって自分の人生を締めくくっていくことが異文化「終活」ではないかと、今のところは定義しています。今後、様々な角度、アプローチからこういった意味合いを修正していくことも必要だとは思いますが、現時点では異文化「終活」をこのように考えています。

そうとはいえ、いきなり外国人の異文化「終活」を進めていくにも、非常に多くの問題が潜んでいることが考えられます。そもそも論になってしまっていますが、これだけ周りに外国人がいますが、例えば自国や出身地での終活がどのようになっているのか、習慣や考え方がどうなっているのか、あるいは実際に日本ではどうされているのかについて、私を含め知らない方がおそらく多いのではないかと思います。

そこでまず、習慣や考え方、背景を知ることからスタートしていかないと、なかなか次に進まないと考えまして、様々な異文化背景を持つ方たちに自国の「終活」について少し話していただき、我々がそれを知っていく今回のセミナーを「ステップ1」としたいと思います。さらに、これを踏まえて、逆に皆さん（在住外国人）が日本での「終活」に関して感じている不安や戸惑い、あるいは困っていることを我々が聞いて、それを解決するためにはどうしたらいいのかを考えていくのが「ステップ2」です。聞いて、考えるだけで終わってしまったら意味がないので、「ステップ3」として行動に繋げていく、適切なサポート、支援ができるようにアクションを起こす、ということが、この異文化「終活」を考えるセミナーの趣旨、考え方です。

できればステップ1、2、3をシリーズ化したいと考えていて、今後いろいろな外国人に出会っていただき、話をしていただいて、最後にトータルで支援を考えていくようなことに繋げていけたらいいなと思っている次第です。本日のセミナーの趣旨というのは、まず「知る」ことです。そして今後、さらにいろいろなことを聞き、考え、次に繋げていくことが、このセミナー全体の趣旨でございます。

2. 愛知県における外国人の「終活」に関する取組について

館洞 晋也

愛知県多文化共生推進室の館洞です。私からは、愛知県における多文化共生について、また、今回のテーマであります外国人の異文化「終活」に関連した県の取り組みについてお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（1）愛知県の在留外国人の状況

こちら（図1）は、国籍別の在留外国人数を棒グラフで、総人口に占める外国人県民の割合を折れ線グラフで示しています。在留外国人数は、2008年まではブラジル人を中心に右肩上がりに増え、約22万8千人にまで増加しました。その後、リーマンショックなどの景気後退により、在留外国人数は減少に転じ、2012年には一旦20万人を割り込み、約19万6千人となったものの、2013年からは再び増加に転じ、最新の2019年12月末現在では28万1千人と過去最高となっています。増加に転じた以降は、とりわけフィリピン、ベトナムといったアジアの人たちが増加し続けており、一層の多国籍化が進んでいる状況であります。

国籍別に見てみますと、2019年12月末の統計データは国籍別が判明していないので、その半年前の6月末のデータで説明します。本県で一番多いのはブラジル人で、約6万1千人、次に多い中国人が約5万人、そして先ほど増加傾向と説明をしましたフィリピン人が約3万8千人、ベトナム人が3万7千人、韓国、朝鮮人の3万2千人となっています。

続きまして、愛知県の外国人県民の状況を、在留資格別に経年の推移（図2）を見ていきたいと思います。折れ線グラフの四角の点で示されている永住者は、毎年増え続けていることが分かります。皆様ご存じのとおり、永住者資格は入国と同時に得られるものではなく、10年以上日本に在留して素行が善良である、という永住許可の条件を満たす必要があります。右肩上がりである

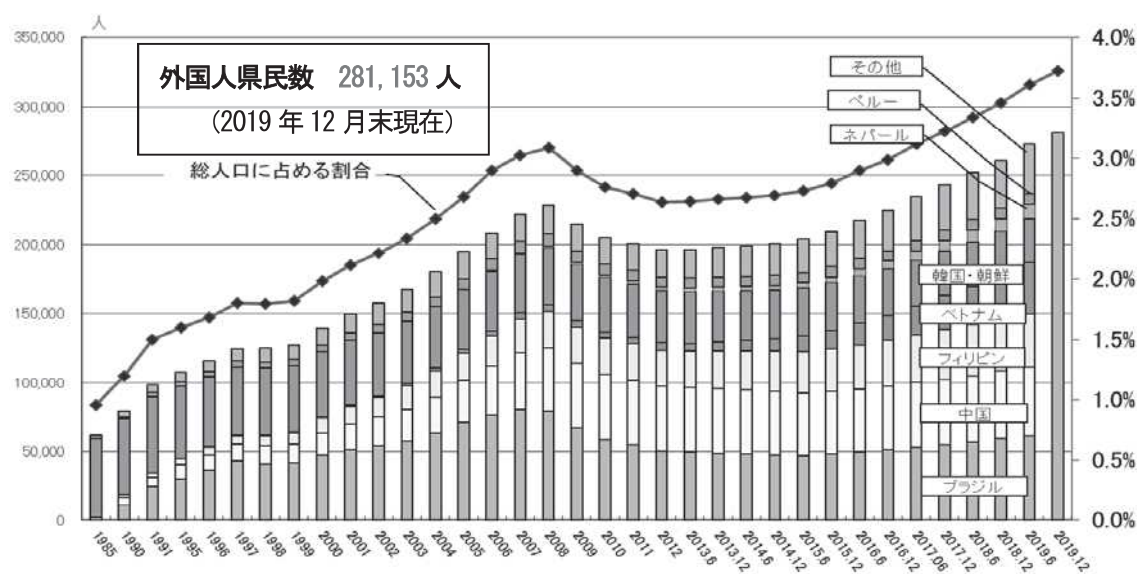


図1 愛知県の在留外国人数の推移

出典：法務省『在留外国人統計』（2012 年まで各年 12 月末現在）

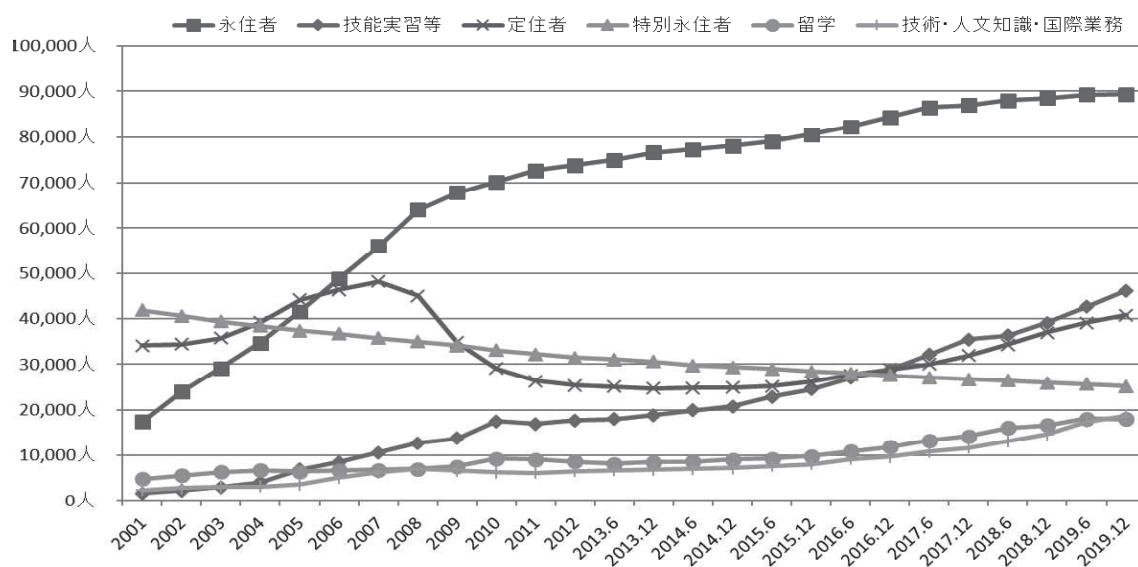


図2 在留資格別外国人数の推移

出典：法務省『在留外国人統計』（2012 年まで各年 12 月末現在）

ことは当然ですが、この地域には永住者資格によって長く住む外国人が多いということが分かります。一方、2001 年の時点でトップだった特別永住者は、主に韓国、朝鮮の方々です。2001 年に約 4 万人であった特別永住者は年々減

少し続け、2019 年 6 月末現在で約 2 万 5 千人となっており、高齢化が影響しているものと推測されます。

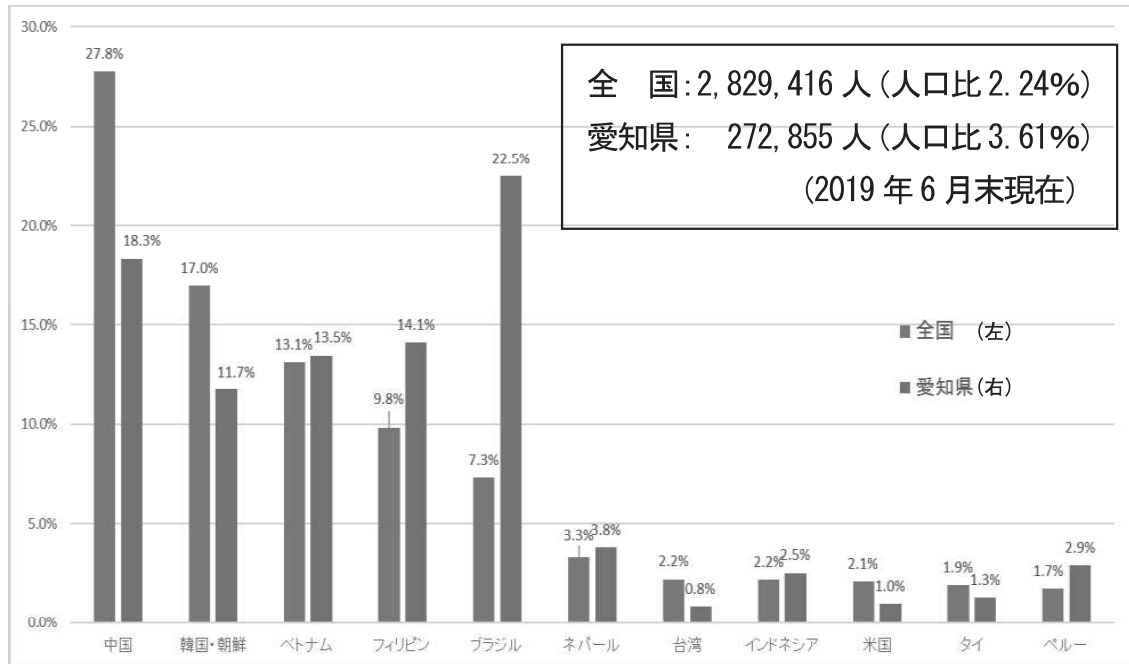


図3 在留外国人の国籍別割合比較

(2) 全国と愛知県の在留外国人の比較

こちらの棒グラフ（図3）は、在留外国人の国籍別の割合を示しています。国籍ごとに、左が全国、右が愛知県の割合となっています。愛知県の特徴としては、ブラジル人の割合が全国の7.3%の3倍、22.5%と非常に高くなっています。全国でブラジル人住民が一番多いのが愛知県で、全国のブラジル人の約3割が愛知県に居住しています。それ以外の国については、フィリピン、ベトナム、ペルーといった国が全国と比べて高くなっています。これは、就労を目的として、1990年代のバブル経済前後に入国した日系ブラジル人やフィリピン人が愛知県に多いことに起因するものです。

(3) 外国人の入国時期

こうしたいろいろな国の方がこの地域に住んでいらっしゃいますが、入国された時期は様々です。まず、戦前から、当時日本の植民地であった朝鮮半島からの移民である、特別永住者である韓国、朝鮮人の方がいらっしゃいます。その後、1980

年代には中国帰国者、いわゆる中国残留孤児の日本への帰国が増えたことや、好調な経済状況を受けて、フィリピンやイランなどのアジア諸国から就労目的での入国が増えました。さらに、1990年の入管法の改正により日系人を対象とした定住者資格が新たに追加されたことから、1990年代には日系ブラジル人の入国が増え、特に製造業を中心とした就労の担い手として愛知県に定住、永住する日系ブラジル人が増加しました。現在では、留学や技能実習生として、中国やアジアなど様々な国の方々が増えています。

(4) 愛知県の在留外国人の人口構成

次に、愛知県の在留外国人の人口ピラミッドで国籍別の年齢構成を見ていきたいと思います。これ（図4）は、日本の人口ピラミッドを示していますが、高齢化社会、人口減少社会が急速に進んでいる我が国では、男女ともに60代と40代あたりが山となった釣鐘型になっていることが分かります。一方で、愛知県の在留外国人の人口ピラミッド（図5）は、20代後半から30代前半

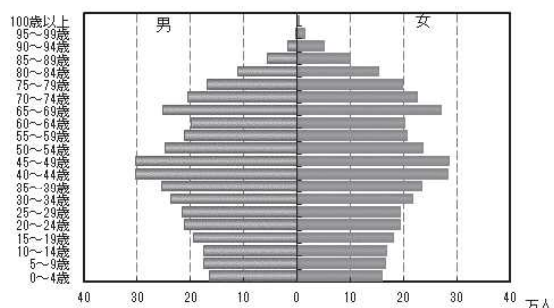


図4 愛知県の日本人全体の人口ピラミッド

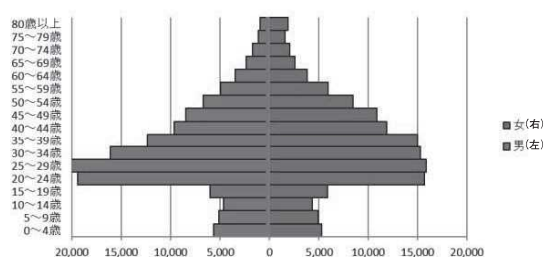


図5 愛知県の在留外国人の人口ピラミッド

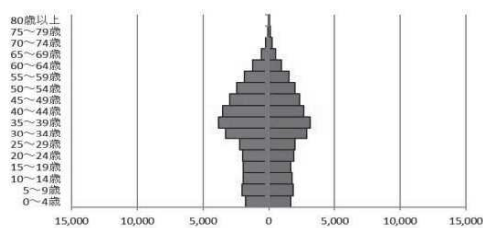


図6 愛知県の在留ブラジル人の人口ピラミッド

の働き盛りの世代あたりが山となっていることから、就労目的であることがうかがえます。

国別では、ブラジル人はろうそく型のようになっています(図6)。ただ、50代も増えておりますし、韓国人(図7)では、45歳以上が多くなっていることから、高齢化が進んでいることがうかがえるかと思えます。また、フィリピン人(図8)は、男性よりも女性の人数が多く、接客業で働いていた方が日本人男性と結婚をして、この地域に定着していることが分かると思えます。

愛知県の60歳以上のブラジル人の割合の推移(図9)を見てみると、年々その割合が増加し

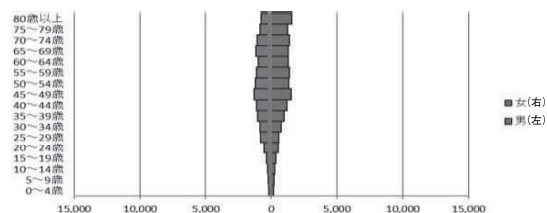


図7 愛知県の在留韓国人の人口ピラミッド

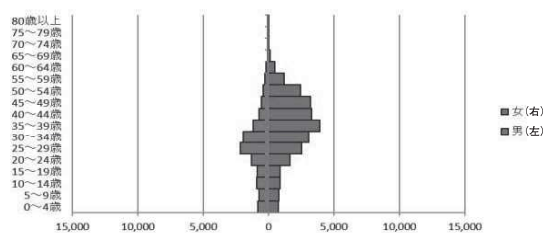


図8 愛知県の在留フィリピン人の人口ピラミッド

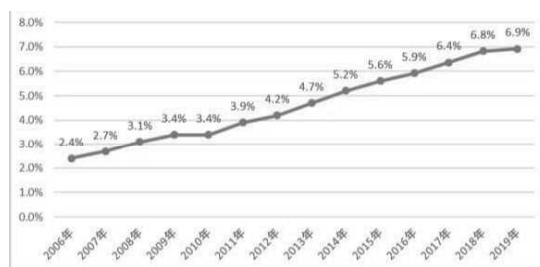


図9 愛知県のブラジル人の60歳以上の割合

ていることが見て取れます。やはりこれらのデータを見ていただくと、外国人県民全体の高齢化率は日本人県民に比べるとまだまだ低い状況にはあるものの、着実に高齢化が進んでおり、介護などの面で、外国人への対策に早急に取り組まなければならないと感じているところです。

(5) あいち多文化共生推進プラン

愛知県は、2008年3月に、外国人をゲストではなく、共に暮らし地域をつくっていく生活者として、様々な施策を体系的に展開するための「あいち多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、2013年には、「あいち多文化共生推進プラン2013-2017」を策定し、生活全般にわたる更なる支援の充実を図るとともに、外国人県民も地

域の担い手として活躍できる社会に向けて取り組んできたところです。

そして、教育・労働などの継続課題、第1世代と呼ばれる1989年の入管法の改正によって創設された定住者資格などにより就労目的で来日した方の高齢化、あるいはその第1世代の子どもで日本で育った第2世代の活躍など、新たな課題が出てきました。そこでこれらの課題に対応するため、2018年3月に新しく「あいち多文化共生推進プラン2020」を策定したところであります。

このプランでは、永住化の進展などに伴う新たな課題に対応するために、つながりをベースに、3つの施策目標を掲げています。1つ目は、「ライフサイクルに応じた継続的な支援」として、支援のつながりを目指すことです。2つ目は、「互いに支え合う共生関係づくり」として、人と人とのつながりを目指すことです。最後、3つ目が、「外国人県民とともに暮らす地域への支援」として外国人と地域とのつながりを目指すということで、この3つの施策目標を掲げて進めているところです。

この施策目標で一番特徴的なものは、1つ目、「ライフサイクルに応じた継続的な支援」です。近年、あらゆる年代の外国人が増え、定住化、永住化が進み、日本に住む期間も長くなりますと、課題も出産から高齢期まで多岐にわたります。そこで、それぞれの施策を個々に考えるのではなく、乳幼児期から子ども、青年、成人、そして老年期まで、各ステージに合わせて福祉や医療、教育や防災など、ライフサイクル全般を見渡した継続的な支援を行っていこうというものです。

多文化共生プランにおける継続的な支援を一覧にしたライフサイクル図によって、一体何が必要なのか、どの時期にどのような支援が必要で、それに対してどのように取り組んでいくのか、取り組んでいるのか、あるいは取り組めていないのか、ということが、図にして見える化をすることによって、よく分かります。ライフサイクル図において、今回のテーマである異文化「終活」を考えるということに関連した部分としては、成人期から老年期にかけての生活支援の充実です。生活設

計への支援、終活への対応支援、年金加入の促進、それから老年期における高齢化の対応、こういった取り組みを進めていきたいと考えています。

(6) 外国人向け生活設計支援冊子

生活支援の充実に係る取り組みとして、昨年度、外国人向けの生活設計支援冊子として、『知って安心！ あなたの未来とお金のまるっとガイドブック』を作成しました。日本で長く生活する外国人県民の中には、住居、教育、老後など、日本の制度に関する情報の不足によって生活設計が立てられず、不安を抱えている人が少なくありません。そこで、外国人県民の方が日本で安定した生活を続けられるよう、子どもの進学や住宅購入、退職後を見据えたライフプランの設計、社会保険に加入することの大切さなどを伝える冊子を、日本語を含めた7言語で作成しました。

本日は、その内容を全部紹介することはできませんが、愛知県多文化共生推進室のあいち多文化共生ネットのホームページに掲載していますので、ご覧になっていただければと思います。本日はその一部をお見せしながら説明できたらと思っています。この冊子では、人生全体の生活を考えて立てるライフプランに合わせて、これから人生で経験するであろう出産、子どもの教育、住宅の取得、老後の生活、介護サービスの利用、亡くなったときの葬儀・相続などについて、それぞれのイベント、行事ごとにどのくらいの費用が必要なのか、そのための制度にはどういったものがあるのかなどについて紹介をしています。例えば、今回は「亡くなったとき」をピックアップしてみました。葬儀には、どのような葬儀の仕方、種類があって、そのために必要な書類には何があるのか、どのように手続きすればよいのか、また、亡くなった際に相続が当然かかってきますが、この相続をどのような形で整理していくのか、その手続きには何が必要なのか、といったことを、この冊子を見た外国人の方が理解しやすい内容で紹介をしています。

この内容を外国人に周知するためには、まず、

支援者を通じた丁寧な情報提供が必要だと考えました。ライフプランと言われて、しっかり考えているかといわれると、お金はあったほうがいいかな、貯金はしておくべきだ、というぐらいでしか私も考えていません。人生設計というものは、なかなか考えられないと思います。それをいきなり外国人の方に、どうぞこれを見て考えてください、と言ってもなかなか分かるものではないと思うので、まずは支援者の方にこちらの理解をしていたいて、そのあとこれらの情報を外国人の方に提供するという流れが一番よいと考えました。そこで、この冊子作成後、昨年は名古屋市と岡崎市で外国人支援者向けのライフプラン研修会を行い、支援者の方にもライフプランを立てることの大切さ、外国人県民が知っておくべき制度、相談窓口などについて理解していただきました。今後もこの冊子を活用して、外国人県民の方々に対して、自身の生活設計や社会保険制度の理解促進などの情報提供を行っていきたいと考えています。

(7) 外国人高齢者支援事業

次に、高齢化への対応に係る取り組みとして、今年度「外国人高齢者支援事業」を実施します。この事業は、介護や社会保障制度といった高齢化に伴う諸課題について県内外国人高齢者の実態を調査するとともに、外国人高齢者の支援を行う際に活用できるリーフレットを作成し、介護支援者の多文化共生への理解促進を図っていくものです。具体的には、これまでに外国人高齢者介護などにおいて先進的な取り組みを行っている団体または個人を対象に、困り事やその解決方法、独自の取り組み、行政に求めることなどをヒアリングし、その調査結果を報告書にまとめることとしています。

また、介護認定調査員やケアマネジャーなどの支援者が、外国人高齢者の様々な歴史的背景、生活習慣、信仰宗教などの多文化共生に関する知識を持った上で外国人高齢者を支援していただくことができるように、介護支援者向けの多文化共生理解促進リーフレットを作成するとともに、介護

支援者が外国人高齢者に対して介護認定調査や介護制度の説明において、専門用語や介護認定の流れなどを説明する際に活用できる制度説明リーフレットを多言語で作成し、介護等の現場で活用して頂けるようにしたいと思っています。

多文化共生推進室としては、この事業の調査結果や、事業を進めていく中で意見交換などによって得られた介護現場の実態や課題、行政に対する要望などを踏まえて、関係局と調整をしながら、外国人県民の高齢化に関するプロジェクトチームを立ち上げて、効果的な施策を打ち出していきたいと考えています。

(8) 多文化共生推進室の活動と今後

多文化共生推進室には、ホームページ、紹介した生活支援冊子などの情報、またフェイスブックもあり、県の取り組みなどを紹介しています。ご覧頂ければ、県の多文化共生に関する取り組みなどが見て取れるかと思いますので、どうぞご覧になっていただければと思います。

最後に、本日説明をさせていただきました終活に関連した高齢化への対応については、「あいち多文化共生プラン 2022」で初めて明文化をしたものです。今後、外国人の高齢化への対応について、一歩ずつ着実に取り組みを進めていきたいと考えているところです。

3. 在日外国人の「終活」事情

(1) ブラジルの場合

大島 ヴィルジニア・ユミ

① 移民である家族の紹介と自己紹介

今日のテーマですが、資料を作りながら実は私もとても興味深いテーマだと思っていました。私の母親が3年前に亡くなったので、少し感動しながら、母のことを思いながら、これももしかして何かの理由で話がきているのかもしれないと思っています。今日の「終活」というテーマは、私たちニューカマーと言われるブラジル人は、実はま

だまだあまり意識していないテーマです。なぜかという、例えば私は、30年ほど前に来日しましたが、そのときはまだ20代で終活のことは全く考えていなかった時代です。私のお父さん、お母さんもまだ40代後半や50代で若かったですが、残念ながら、母がブラジルで亡くなりました。亡くなったのは突然だったので、私はお葬式に行くことができませんでした。

そういったことも踏まえて、違う国に移住する、日本には移民政策はありませんが、移民して違う国に働きに行くということは、楽しいイベント、例えば親戚のお子さんが生まれたり、親戚や家族の結婚式にはもちろんなかなか参加できません。当然、突然亡くなったお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんのお葬式にも行けないことはとても悲しいです。私たちはしょうがないと思っていますが、時間が経っていくことで深く考えることになります。これは娘が1歳のときの写真です。今はもう26歳になります。

あいち多文化ソーシャルワーカーの講座も、木下さんと一緒に勉強しました。犬山市役所でも仕事をしていますが、今日は個人的にブラジリアン通訳サポートの会の代表として参加しています。

私の母の母であるおばあちゃんは、日本生まれで、ブラジルに移住した日本人です。多分80年ほど前にブラジルに移住して、日本人としてブラジルで亡くなりました。逆のパターンです。私の日本人のおばあちゃんはブラジルで終活をしたということです。私の父の父であるおじいちゃんは富山県の魚津市の出身で、ブラジルで亡くなりました。父の母であるおばあちゃんは大阪出身で、まだブラジルで生きています。今年100歳になりました。80年近くブラジルで過ごし、多分終活はブラジルで過ごすと思います。祖母はちょうど20歳のときにブラジルに渡りました。きっと、ずっと日本人としてブラジルで亡くなっていきます。私もあまり今のところ終活のことを考えたくはありませんが、今度逆に私はブラジル人として、日本で終活をする可能性があると思います。

先ほどから移民と言っていますが、明治時代に

日本にはとても大変な時期がありました。経済的にすごく困っていて、当時の生活保護とも言われるように、ブラジルに移住しました。ペルーやハワイなどあちこちに移民しましたが、ブラジルにも移民しました。

ここからブラジルの話をしていきたいと思います。皆さん、この写真を見ていただくと、赤ちゃんから大人、女性の方、男性の方、多国籍のように思いませんか。実は違います。全員、国籍はブラジルです。ブラジル人です。白人の方もいたり、黒人の方もいたり、私たちみたいな日系人、アジア系の方もいます。何が言いたいのかといいますと、ブラジル人という人はなかなかいなくて、オーストラリアなど発見されたときにもいろいろな国の移民がいたと思います。多分、ひいおじいちゃんやひいおばあちゃんのルーツも様々な国からきていると思いますが、ブラジルに行くところのような感じです。誰々さんは金髪、黒人とする、もしかして外国人ですよねといえるコンセプトはないです。もちろん文化も大きく異なります。

私の簡単なプロフィールを紹介します。私はブラジル生まれ、ブラジル育ちで、パラナ州というところから来ました。日本に来て、いろいろな仕事をしました。もちろん最初は、日本語がほとんど分からなかったのもので、日本に出稼ぎ労働者として働きに来て、数年、工場に2、3年働いて、お金をたくさん稼いで、またブラジルに帰れると思っていました。その中で、日本で子どもが生まれました。私の子どもは日本生まれ、日本育ちですが、国籍はブラジルです。

私は、いろいろなところで仕事をしてきました。医療通訳や市役所、派遣会社などで通訳をして、その後、個人的な活動、楽しい活動や、私たちがやりたい活動など楽しい活動、あるいはそんなにやりたくはないけれども必要な活動をしてきました。コミュニティの中では、成功している人がたくさんいます。本当に嬉しく思いますが、日本初の出稼ぎ移民のブラジルの弁護士さんがいたり、もうすぐお医者さんも誕生するということで、成功者の方もたくさんいますが、残念ながら、ま

だ多くの方は食べ物がない、あるいは食糧支援してほしい、生活保護に入らないといけない、ということが多いので、その中で活動しています。

この写真は、犬山市役所で相談をしている相談室の様子です。次の写真と、その次の写真は、私たちの活動であるブラジリアン通訳コミュニティ、ブラジリアン通訳者サポートの会、ブラジリアン翻訳者協議会、ちょっと名前が異なりますが、それぞれ目的が少し違っていて、これから私がお話していくことは、これらの活動、仕事の相談の内容や、感じたことについてです。

②ブラジルについて

皆さん、ブラジルはとても広い国です。ご覧の通り、時差も4つほどあります。私が住んでいたのはパラナ州のクリチバ市です。サンパウロ州はその中に、日本がまるっと入る大きさです。ブラジルの面積だけでいうと、日本の23倍あります。ただ、人口は約2億人なので、日本に比べると人口密度はそれほど高くありません。何を言いたいかというと、ブラジルはものすごく大きな国で、ヨーロッパの方からは、ブラジルはもう大陸ですよ、国と考えないほうがいい、と言われます。確かに、ヨーロッパ全体で、やっとブラジルの大きさに近づくので、それを考えると、ヨーロッパにもいろいろな国があり、ものすごくいろいろな文化、宗教、価値観が違う中で、ブラジルも同じように、ヨーロッパのようであると思ったほうが、多分皆さんイメージしやすいと思います。私が話していることは、ブラジルの南部の日系人の文化もいっぱい入っているところのことなので、もしかすると北部の方は、私が言っていることは、えっ、何？と思うかもしれないと、皆さん思ってください。人口は約2億人なので、私のような日系ブラジル人の子孫は結構多いです。150万人いますが、ブラジル全体ではたった1%です。

宗教は、カトリック教が最も多いですが、年々やはり少なくなっています。カトリック教もイエス・キリスト様ですが、プロテスタント教がとて多くなってきました。各年、10年毎のデー

タを見ると、また増えていることがわかります。カトリックからプロテスタント、同じイエス・キリスト様を信じていますが、いろいろなことが違います。違いを言い始めると止まらないですが、特にブラジルは、世界にあるプロテスタントのプレスビテリアンや、ルーテル教など、有名なプロテスタント教ではなく、ブラジルで誕生したペンテコステ派が多いです。無宗教も毎年多くなってきました。浸礼派は、徐々に若い人たちに増えています。この浸礼派は、例えば人間が死んだら、また次、来世も必ずあるということを信じています。どちらかというと、カトリック教は、人生は1度しかないと思っています。いつか復活するけれど、復活したら天国にイエス様、神様と一緒に住む、もちろん善い行いをしていたらです。悪いことしかしていないと地獄に行きますよ、という教えが多いです。浸礼派は、前世も来世もあると思っています。

3.2%のその他には、まだ少ないですが、仏教が多いです。20万人以上いて、日系人の20%ぐらいは仏教を信じています。日本でも結構多いと思いますが、ブラジルで最も多いのは創価学会です。あとは、浄土真宗です。面白い話で、ブラジルでも西本願寺と東本願寺に分かれていて、日本の文化がご先祖さまに伝わっています。あとは、生長の家が結構有名で、多分日本から伝わっていて、日系人が作っています。全ての宗教は多分いい教えですが、生長の家の教えもよく、日系人ではないブラジル人もよく参加しています。その仏教の中で、私のお母さんが時々行っていたのは、霊友会です。日本では多分、インナートリップセンターというところで、東京にあって、有名かもしれませんが、仏教の教えです。

それでは、先ほど言ったように、ブラジル人はどうですか、ということになると思います。同じブラジル人でも、日系ブラジル人であればブラジルで洗礼を受けることがあります。私は15歳のときにクリスチャンの洗礼を受けたので、イエス・キリストを信じていますが、仏教もすごく尊敬しています。家には簡単な仏壇があり、遺影もあつ

て、お花をあげたり、線香をあげたりしていて、本当に中途半端なんですね。それほど聖書を一生懸命読んだり、お経を一生懸命唱えたりということはありませんが、様々な文化が混ざっています。そして、浸礼派の前世もあって来世もあるということも信じているので、終活のことを考えるとどうなのかと自分でも思います。

③ブラジルの高齢者と介護サービス

最近、ブラジルでも高齢者を大事にしようとされています。もちろん、ブラジル人は高齢者をすごく大事にしていますが、残念ながらブラジルでも虐待はあります。高齢者コールセンターもあり、日本のような介護サービスもとても増えています。私がいた時代には、そのような話も、そういったサービス業もありませんでした。それは、私のお父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、そして私もそうですが、施設より自分の家、自分の家族と最期を過ごしたいという気持ちがあるからだと思います。世界中どこでも同じだと思いますが、ブラジルでは、一時的に施設に預けるということは、お父さん、お母さんをもう愛していない、愛されていないからここに来た、というイメージが強いです。今でも日本に住んでいるブラジル人やペルー人やラテン人は、施設というところと少し抵抗がある方が多いです。

ただ、現在のブラジルは違って、介護施設や介護サービスの宣伝もたくさんあります。デイサービスを意味する Centro-Dia (セントロ・ジア)という言葉が、ブラジルにはとてもたくさんあります。私がいたときには、デイサービス、セントロ・ジアはありませんでした。きっと長い間ブラジルに帰っていない方は、このことを知らないと思います。

私の父がブラジルに住んでいた2014年に、私と娘で純心という、日本でいう尼さん、シスターさん、カトリック系が経営している、学校とデイサービスが一緒になっているところへ行きました。日系人以外も行けませんが、主に日系人がここには通っています。ブラジルの日本移民は120名

近くになっていますが、70～100年以上前にブラジルに移民した方の中には、70年経ってもポルトガル語を話せない人がいます。そうすると、ブラジルでの終活もやはり日本式で、日本語を話し日系人と過ごしたいという方がまだとても多いので、このような純心のデイサービスがたくさんあります。この写真では、日本人の尼さんが、レクリエーションをしています。ここでは、運動会も幼稚園や学校と一緒にやっています。

次の写真は、日系人ではなく、一般のブラジル人のデイサービスです。高齢者のデイサービス、セントロ・ジアです。次はブラジルのデイサービスですが、ここは面白い言葉で「高齢者の保育園」とテレビ番組で最近紹介されています。高齢者デイサービスというと、ブラジル人にはそれほど知られていないので、保育園みたいなところですよ、とかわいく紹介しています。

今度は、葬式の話です。ここは、私の母が葬式を行った教会です。姉がここを選びましたが、家族みんな、風船を飛ばしてすごくきれいに別れをすることがいいと思って選んだようです。ブラジルでは、新しく、最近はやっていますが、日本のように火葬してくれるところもあります。私の母も火葬しました。日本には四角い箱の中に遺骨を入れるものがあると思いますが、ブラジルではこのまま渡されるので、壊れやすく大変です。同じ葬儀屋さんのサービスとして、遺骨を埋めるのではなく、このようにきれいに保管してお祈りしたりすることができ、最近はやっています。葬儀にはブラジルでは十字架が多いです。花はあまり日本と変わりませんが、十字架とイエス・キリスト様の写真があります。

ただし、ブラジルは本当に貧富の差が激しすぎるため、お金がない方もたくさんいます。これらの写真はインターネットから持ってきましたが、ここは外から見るとすごくきれいな教会ですが、中ではとてもシンプルで、あまり花も持って来ませんし、十字架もありますが、ご家族や地域の方が葬式や通夜をしたりしています。喪服、黒い服は着ません。暑い時期は、Tシャツやジーパン、

スニーカーです。服装についてリスペクトがないと時々言われますが、そうではなく、本当にリスペクトしていて、それは文化や価値観といったものが少し違うのかもしれませんが。日本で、ブラジルのお葬式、ラテン人のお葬式がこのようであっても、皆さん、悪く思わないでください。リスペクトがないということではないです。

貧しくて、教会にも連れていけない、葬儀屋さんにも雇えない方は、自分たちのお家でやっていますが、普通のことです。ブラジルでは、貧困、低所得者は市役所に行き、福祉相談センターに相談すると、もちろん低所得者という証明はないといけなく、それを証明できたら、手続きをすれば全て無料でできます。非常にシンプルなものになりますが、提携している葬儀屋さんを雇うことができます。

この写真は、クリチバ市にある公的な霊園です。十字架が結構目立ちますがお墓がすごく異なっています。無料で埋葬はできますが、その後、家族に少しお金ができたなら、少しずつ作っていくことが普通です。レンガでもタイルでもよく、それぞれの経済的な状況によって作っていきます。この写真は、非常に高価な民間の霊園です。ここはクリチバ市で一番高いところですが、お墓はなく、きれいに管理されていますが、値段は非常に高いです。日本円で30万から70万円なので、ピンからキリです。

次の写真は、同じクリチバ市にある教会です。ブラジルのカトリック教会などはすごくきれいです。ここでは無料でお葬式もできます。プロテスタントは10分の1をきっちり信者さんに請求し、そのような説得をするので、とてもきれいな教会も建てられています。私がすんでいたところにはモスクもあります。他には、浄土真宗の西本願寺の寺もあるので、ブラジル人は必ずクリスチャン、あるいは日系人は必ず仏教ということではありません。日本に住んでいらっしゃるブラジル人やペルー人は、生まれ育った環境が全く異なるので、今後どうしていけばいいかが1つの課題となります。どうしてかという、日本で亡くなるブラジ

ル人やペルー人が毎年増えています。先ほど愛知県の舘洞補佐も話されていたように、人生設計もあまりしていない方が多いので、突然亡くなり葬儀屋さんが来たときに、言葉があまり分からず、コミュニケーションもうまくとれないと、これもいいですか、あれもいいですかと言われて、はいはいと答えて、結構高い葬儀になってしまうことがあります。クリスチャンなのにお寺のお坊さんが来てしまったり、お経をあげてもらっていても何をしているか意味が分からなかったり、ということになってしまいます。それでも、お金が発生してしまいます。ブラジル人であれば必ずキリスト教ということではないので、日系人式でやりたいという場合には、細かい相談が必要になってくると思います。私たちのところに、日本でお父さんやお母さんのお葬式をするのに、60万、70万円になってしまったのでどうしよう、という相談がきます。しっかりと話をすると、シンプルなものを20万円ほどでできた可能性もあったこともあります。ペルーの方の場合には、埋めるのではなくて、海に遺骨を撒いてほしいということが結構あります。あるいは遺骨をブラジルやペルーに持って行って、お父さんやお母さんの故郷に埋めてほしいということもあります。遺骨を海に撒くには、いろいろな手順や手続きが必要ですが、多分そこまでは守られていなくて、勝手に行ってちょっと海に撒いているという話も聞きます。そのことについてきちんと自分の意思を尊重して相談できる異文化を理解してくれるところがあると思います。

(2) インドネシアの場合

ラッフマ・クマラ・デウィ

①自己紹介

私は、インドネシアから来たデウィと申します。フルネームは、ラッフマ・クマラ・デウィですが、デウィと呼んでください。今回私は、自分の終活を考えてお話をしたいと思います。私は、1996年の10月に日本に来て、今年で24年目になりま

す。大島さんと同じで、そのとき18歳だったので、死について考えることは全くなく、日本は楽しいとしか感じませんでした。大学生として来日したんですが、留学生として、留学を終えて、主人と結婚しました。ずっと日本に住み、6年前に名古屋に来ましたが、名古屋に来てからは何度か他の人の死をみる機会があり、とても感慨深いなと終活を考えるようになりました。先程申し上げたように、私は留学生として来て、主人と出会って、主人は日本人で、名古屋出身です。子どもは6人います。一番上が大学に入ったばかりで、一番下は双子で、今年年中になりました。日本では、大人数の家族は多分あまりいないので、この構成は珍しいかもしれません。その上、片親が外国人なので、普通の人と違うところがいろいろあると思います。今日はそのことについて話したいと思います。先ほどの大島さんの話がとても興味深く、ブラジルの終活はとても日本らしくてすごいなと思いましたが、私は主に日本でのインドネシア人としてお話ししたいと思います。

②インドネシアにおける宗教

まず、インドネシア人の事情についてお話しします。インドネシアについては、ご存じだと思いますが、インドネシアでは、国柄、1つの宗教に属さないといけないというルールがあります。そのため、無宗教で生きていきますということとはできないんです。1つの宗教に属さないといけません。しかも、17歳になると市民カードというものを発行しますが、名前、誕生日などの一番最後に宗教が書いてあります。結婚するときに、私がイスラム教で、相手がイスラム教ではないときは、政府としては認められません。結婚するときにどうするかというと、どちらかの宗教に入らないといけません。他の国についてはわかりませんが、1つの宗教に必ず属さないといけないというルールのあるインドネシアは、ちょっと独特なところだと思います。

インドネシアには、大きく分けて5つの宗教があります。一番多いのはイスラム教で、現在

87%ほどです。その他は、キリスト教とカトリック教、仏教とヒンズー教です。そのほかだと、ほかの仏教を信仰しないといけないんですけども、宗教によって、結婚のときや亡くなったときにどうするかというのが変わります。宗教以外には、民族の習慣などが違うので、同じ宗教でも死に対する考え方が違うこともあります。多分、イスラム教、キリスト教、カトリック教は、死んだ後に今度私たちが行く、来世という世界がありますが、天国か地獄が決められる前に審判の日があって、生きている間いい人であったならば天国に行き、悪い人であれば地獄に行くことになります。ムスリムとして、イスラム教徒としては、生まれてからが終活ではないかと最近になって思うようになりました。別の宗教では、生まれ変わる、例えば今の人生がいい人であれば亡くなって生まれ変わったらまた人間になれる、あるいは別の動物になる、ということを信じる人もいます。

③日本に住むインドネシア人の「終活」

現在、日本に住んでいるインドネシア人は、入管のデータで6万1千人ほどです。これは今年の6月のデータですが、宗教的な違いもあるため、インドネシア人は意外とあまりいません。館洞さんの話にあった愛知県でのデータを見て、急遽探してみたんですが、インドネシア人が日本で一番多い県は愛知県でした。今データを見たら、約6千人のインドネシア人がいます。6万1千人の65%ほどは技能実習生か留学生として日本にきています。先ほどの人口のグラフから見ると、働き盛りのインドネシア人が多いので、私の周りでも終活について深く考える人はあまりいないかなと思います。

インドネシア人の死生観ですが、インドネシアにはビンネカ・トゥンガル・イカ（多様性の中の一体）という一句があります。インドネシアは多様性の中で統一されているので、インドネシア人はこうだよねと一言で終わらせないのがインドネシア人なんです。インドネシア人だから来られないね、インドネシア人だから辛い物が好きだよね、

ということもありません。宗教も違えば、民族も違い、それによって本人がどう生きたいかも変わるんですが、死生観についても、宗教と、民族と、本人がどうしたいかで変わります。

日本にいるインドネシア人については、大きく2つに分けたら、日本人の配偶者または家族をもつ人と、日本で働いている人または留学している人となります。日本で働いている人または留学している人は大体みんな若いです。技能実習生は若くて高校を出てすぐ18歳で来ている子がいっぱいいます。大体3年で終わるので、3年間日本に行ってまた国に戻るという感じです。留学も同じで例えば日本語学校に1年か2年通ったあと4年大学に入って帰っても6年間しかいません。大学院に進学したり博士号を取る人はもう少しいますが、まだまだ少ないです。

先ほどお話ししたようにインドネシア人は同じ宗教の人としか結婚できません。私もそうですが、日本人の配偶者または家族をもつ人は、結婚をするときにその条件として、私と同じ宗教になってくれますかということを話し合います。私の主人は結婚する1年前に改宗しましたが、それを主人の両親にも報告せずに、結婚するときに実はイスラム教になりました、とやっと報告しました。主人は日本人で長男なので、主人のご両親にもお墓をどうするかという話をしました。主人は2人兄弟なので、お墓を守ることなど弟に頼みますということを一言は話しましたが、それほど深く考えていなかったの、本当にそのときが来たらどうなるかはわかりません。私と主人と子どもたちが亡くなったら、イスラム教徒として、どこでもいいので埋葬してほしいということをお願いしました。

インドネシア人と結婚した日本人で結婚するために改宗した人もたくさんいます。実際にお葬式などの話をしましたか、と聞いてみたところ、した人としていない人がいました。話をした人の中には、別々にしますという家族もいれば、主人が日本人だから日本人風にお葬式をやりますという方がいました。子どもがインドネシア人なので、

インドネシア人風に埋葬してほしいという人もいます。日本に住んでいるから、全部日本風にしたという家族もいれば、2人とも所属する宗教のやり方でしたいという人もいます。日本で埋葬してほしいという人もいれば、亡くなった場所によってどこでもいいけれど埋葬してほしいという人、どうしても船でインドネシアに返して埋葬してほしいという人もいます。

ご主人が働くために日本に来ている家族の子どもが5月ぐらいに亡くなりました。この家族は今も日本にいますが、お葬式どうしますかという話になったときに、亡くなった子どもだけインドネシアに送りますという話で、なぜかと聞いたら、将来的にずっと日本に住むことはないからインドネシアに返すということでした。亡くなったらどうするかということについて、話し合いをした人もいれば、何も話さない人もいます。

日本で亡くなったらどうしますか、というとき、日本人の家族の場合、火葬してもらい日本のお墓に入る、日本で埋葬する、インドネシアに搬送してもらい埋葬する、民族によって、火葬をしたり、特定の場所に置いたりする人もいますが、それも、夫婦、家族での話し合いがメインです。仕事や留学の場合は、そのまま日本で埋葬されるか、インドネシアに送るかという選択肢があります。

私が愛知県に来て一番大変だと思ったのが、1人で日本に来て家族がいないところで亡くなった場合のことです。仕事で一人で日本に来ていたインドネシア人がおうちで亡くなって、3日後にやっと発見されました。警察へ行かないといけなかったのですが、警察から身寄りのいない人は原則、市が火葬してくれると言われました。ただ、その人はイスラム教だったので、日本で火葬されてもどうかと思い、ご家族に電話したら、どうしても返してほしいという話でした。しかし日本に身寄りがなくできなかったの、大使館に連絡して、大使館がご家族の許可をもらって、代わりに手続きをした、ということがありました。いろいろな事情で日本で亡くなった人がいるので、それも感慨深いことだと思いました。

私は主人の仕事柄、全国転勤があるので、ムスリムとして終活を考えるとしたら、そのときが住んでいるところの近くのモスクに行くようにして、私のことを知っている人が増えれば何かあったときにお願いできるのではと思っています。近くのモスクへ行き、同じ国の人と繋がり、同じ宗教の人とも繋がり、ネットワークを広げることができます。私は、日本インドネシア家族勉強会の一員になっていますが、それもネットワークを広げるために始めたものです。

また、日本人の家族の理解を得るために、結婚するときに、こういう事情で私が亡くなったときにはこうしてくださいということを話しました。日本での葬式について情報収集をたくさんしました。私が結婚した当時は、山梨県にイスラム教の人を埋葬できる場所があり、1人当たり50万円ぐらいしますという情報でした。ただ、日本ムスリム協会のメンバーになると半額でできると聞いて、協会に入りました。日本に來ているインドネシア人も増え、ムスリムが増えてきたので、最近は静岡県の清水市にイスラム教の人が使える墓地ができました。そちらも50万円ぐらいで、会員は30万円ぐらいで入れます。和歌山県にも墓地があることが最近分かり、そちらは8万円ぐらいで入れるという話です。

家族で死について話し合うことを私は考えましたが、もし周りにムスリムがいなかったら、せめて家族にだけでも伝えられたらと思い、重くは話しません、死んだらどうするとか、誰かに電話してねということを子どもに言っています。例えば、一番上の子に、私が死んだらおばあちゃんに電話してねと伝えています。この話をするときすごく泣きたくなりますが、それでも話をしないといけないと思っています。あまり準備していないのですが、いつ死ぬか分からないので、終活としていろいろ準備をしないといけないと思っています。友達に聞いたら、死んだらこの貯金でやってくださいという人もいました。貯金はあるけれど、これは死の関係の貯金ということではなく、人に迷惑をかけないように死ねたらと思います。

最近、名古屋モスクが出した埋葬のお願い書ができました。コロナに感染したら、政府としては火葬をしないといけないという話のようですが、ムスリムとしては火葬されたら困るので、この証書をもろうと埋葬してもらえると教えてもらいました。コロナでなくても埋葬されたいと思ったら書いてくださいということだったので、とてもいいと思いました。私の場合は名古屋モスクですが、近くのモスクにこの証書を預けたら、何かあったときにモスクにこういう手紙が残っていることがわかるので、いいと思います。

私なりの課題ですが、死は遠いものだと思う人が多いと思います。まだ若いから死んだときのことを考えないという人もたくさんいますが、ただ、死は遠いようで身近です。いつ死ぬか分からないのが死です。突然来る、分からないものなので、このことをしっかり理解しないといけないと思います。日本で死を迎えることはお金がかかるものだというのを知らない人が多いです。特に学生や留学生、実習生は知りません。また、来たときにまだ18歳の子に日本で死んだらどうするということを話しません。先ほど紹介があったパンフレットがあることにとても感動しました。インドネシア語はありませんでしたが、後で私もじっくり見ようと思っていました。お金がかかるということが分かっているなくて、イスラム教のインドネシア人が亡くなったときに、ネット拡散で「この人が亡くなったので、インドネシアに送るために募金をします」というものをよく見ますが、人に迷惑をかけなくていいなと思います。

最後に、課題としては、習慣の違いです。インドネシアで死を迎えると、自然に周りの人がいろいろ用意してくれるので、家族が亡くなった人は、大体何も準備しなくても何とかできます。あまりお金がなくても、募金など近所がやってくれます。ただ、これが日本ではうまくいきません。周りにインドネシア人がいるかどうかの問題ですが、日本にいと、自然に周りの人がやってくれるという考えは捨てないといけないとも思いました。

ムスリムは、できるだけ24時間以内に埋葬す

るのが望ましいとされるので、インドネシアではもう本当にばばっとやっつけてしまいます。私が日本にいたときに父が亡くなりましたが、父が亡くなったのが夜だったので、もう次の朝には会いたいかどうかなど何も聞かれることなく、次の朝には埋葬されて終わりという感じでした。そのときは金曜日の夜だったので、私は帰りたくても帰れない状況でした。結果として、父が亡くなってから3日後にやっと帰ることができましたが、帰ったときにはもう何もありませんでした。ちょっと父が留守にしているという感じで、亡くなった実感もなく、今もまだいるものだと思うほどで、多分そっちのほうは私にはいいかなと思うぐらいです。日本で亡くなると、24時間以内の埋葬はなかなか難しいです。

他には、イスラム式の葬式ができる場所がない、または少ないです。名古屋モスクは、亡くなったらイスラム式にお清めをして、布で包んで埋葬まで手伝ってはくれますが、特別に葬式を担当する人はいません。私も、ボランティアで女性の方の埋葬前の準備に入ったことがあります。名古屋モスクでは、「緊急の事態があったらお手伝いの連絡をしてもいいですか」という確認があり、私も参加しますということで一応伝えてあります。ただ、実際は、名古屋モスクにもお清めする場所が特別に設置されているわけではありません。家族でやるなら、家でお清めすればいいですが、その知識を持つ人も少ないので、どうしても他の人にお願いしないといけません。

家族のいない人が亡くなったときにはどうすればいいのか、インドネシアに返す手続きが分からないなど、困ることがあります。夫婦での話し合いができていなかったインドネシア人の奥さんが亡くなったときに、そのまま火葬されてしまい家族がとても悲しんだという話をたくさん聞きます。家族がいても自分が望むお葬式になっていなかったという人もいますが、家族がいない人が亡くなった場合についてはなおさら考えないといけないと思いました。

私はインドネシアの実習生の通訳もしています

ので、仕事をするところにそういう話を入れたりすることはありますが、どうすればいいかというのを話せたら話しますが、実習生や仕事をしている人だったら会社に話をするということも、これからはますます積極的にしないといけないと思いました。

このような様々な課題がある中で終活をする私ですが、今後も皆さんの協力があっていいなと思います。

(3) 中国の場合

王榮

①中国について

私は、中国の葬儀事情、そして、支援している帰国者の葬儀事情について、紹介します。

まず、大島さん、デウィさんのお話を聞いて、皆さん同じことを話しているなと思いました。

中国の地図はご承知の通り鶏の形です。西側がパキスタン、北側はロシアのハバロフスクです。東西の距離は領事館発表の数字では5200km、東西の時差は2時間以上あります。一番東側で太陽が燦々と照りつけているときに、西側の新疆ウイグルはまだ夜が明けていません。一番南は海南島、ベトナムのちょうど中部辺りに位置する島で、北はロシアに隣接する漠河（パクガ）です。南北の距離は5500kmです。南は中国のハワイと言われ、年中泳ぐことのできる熱帯で、北はずっと凍りついている、寒帯です。

大島さんから、デウィさんからもあったように、地理的な条件によって時差と気候が中国国内でも異なり、非常に大きな差があります。当然、その差によって衣食住や文化も千差万別で、一言でくれないのが中国です。例えば、食べ物の味つけは東西南北では違います。南は甘い、北は塩辛い、東は辛い、西はしょっぱいという感じです。例えば餃子は、中国の東北、華北の北京、天津辺りでよく食べられます。皆さんがよく食べる焼売は、実は長江より南の江南辺りでよく食べます。また、お酒についても、例えば日本の中華料理店

でよく飲まれる紹興酒は、東北ではあまり飲まれないです。江南のほうでよく飲まれます。東北の代表的なお酒は白酒（バイチュウ）で、国賓を接待するときによく出される茅台（マオタイ）は、貴州省や安徽省辺りが産地のお酒です。日本でも、九州が焼酎、東北が日本酒と、地方や地理条件、気候によって異なります。私が紹介するのは中国の一例です。かつて中国の東北のハルビンの田舎にいた時の経験と知識に基づいて紹介するので、これが全てではないことを理解していただいた上で、お話を聞いていただけたらと思います。

中国といっても、先ほど言ったように非常に広く、民族も多い。以下で紹介するのは、非常に昔の中国人の歴史的言い伝えというか、俗語といったようなものです。「生在揚州(シュンザイヤンチョウ)」は、美しい揚州に生を受けて、「穿在蘇州(チュアンチャイスウチョウ)」、蘇州はシルクが有名です。きれいなシルク、蘇州のシルクの衣装を着て、「食在広州(シュウザイクアンチョウ)」、美味しい広州の料理を3度の食事にして、「住在杭州(チュウザイハンチョウ)」、豪華な杭州に住んで、これは昔の杭州が世界でも非常に豪華な都市とされていたからです。ここが今日のテーマに関連していますが、「死在柳州(スウチャイリュウチョウ)」、この柳州は木材の質が優れているので、死ぬときは柳州のお棺に入って、そして、「葬在徽州(ザンザイウエイチョウ)」、徽州は、風水的にいいと言われているところで、徽州にぜひ埋葬してほしいという古代の中国人としての生き死に方です。現代に通じるかという、そうでない部分もありますが、私は、東北のハルビンという田舎に生まれ、17年間暮らしてきました。主にその村での葬式事情について、紹介したいと思います。

②中国での漢民族の葬儀

この写真は棺です。中国はもともと儒教を大事する国で、当然、親孝行に関しては、「孝(コウ)」や「忠(チュウ)」といったものを重んじる民族であり、死についても親の死に対してどれだけ親

孝行なのか、そこにも表れます。こちらはちょっと小さなものですが、棺は本当にピンキリで、お金があつていい木材で全部木彫りにされるご家庭もあれば、普通の少し厚めの木材で作られている棺もあります。私の棺のイメージにぴったりな、黒や赤、濃い赤などのペンキで塗るのが、田舎の一般的なもの。何も塗っていない木目のままの棺もあります。やはり色を塗ってあるのが一般的ですが、身寄りのない方や、急死された方など、塗る時間がない、塗ってくれる家族がいないという方の棺は、何もされないまま棺として使われることが多いと思います。

中国の死生観、死に関しては、今も昔も怖い存在です。死という言葉の口にするな、不吉だと言われます。一方で、死に対して、きちんと見送っていくという考え方もあります。地域によって若干差があると思いますが、死にゆく人が穢れを持っているから、寝床にその人を死なせちゃいけないという風習が、特に田舎のほうでいまだにやはり強く残っています。中国の東北では、温突(オンドル)を普段使っているの、もうそろそろ息を引き取るだろうというときに、寿衣という死装束を着せてから、温突から床に敷いた板に亡くなりそうな人を移して、息を引き取るのを待つといいます。田舎では、近所で誰かがもう駄目らしいという話になると、近所の人たちが集まって最期を看取するのが一般的です。

亡くなると、寿衣、死装束を着せて、納棺して、田舎には葬儀屋さんは存在しないので、基本的に家族、親族、あるいは近所の方が集まって手伝ってくれることがほとんどです。葬儀は親族がすぐ駆けつけられるのであれば、親族が駆けつけられるのをある程度待ってから埋葬します。ただ、夏はやはり長い間置いておくわけにもいかなないので、どうしても時間がかかるという場合には、待たずに埋葬するそうです。東北の冬は、天然の冷凍庫になるほどなので、場合によっては2、3日待ってから埋葬することもあります。

田舎の場合は、どなたかが亡くなると、まず招魂旗が玄関辺りに掲げられます。招魂旗というの

は、もともと道教の道士さんが使う、魂を招く道具です。2つの意味があり、1つは、亡くなってすぐにこれを使うことによって、亡くなった人の魂を呼び戻すことができるという言い伝えで、もう一つは、他所で亡くなった方の場合にその魂がきちんと故郷に帰られるようにするという意味合いを持っているそうです。

人が亡くなって納棺すると、弔問に来られた人が、あの世で使う銭を燃やすという習慣が中国にはあります。納棺したあと、広い家だと土間に、狭い家だと土間に置けないので、庭にちょっとした棚を作り、その棚の中にお棺を安置して、近所の方が弔問しに来ます。大体、その棺の前に、ろうそくや線香を立てて、もう少し手前に陶器の入れ物や器を置いてあの世で使うお金を燃やします。弔問に訪れる方も、あの世で使うお金を持ってきて、そこで燃やします。その間に、村外れの宗族の墓地や事前に申請して許可をもらった場所に埋葬するための墓穴を、家族や親族、近所の人たちで掘ります。

埋葬の準備ができると、喪主が招魂旗を担いで一番先頭を歩き、その後に親族たちが続きます。場合によっては、喪主のすぐ後ろにトラックに乗せた棺が来て、その後に親族たちが一緒に墓地まで歩いていくという、俗に言う葬儀パレードが村で始まります。結構、村の人たちも出てきて、見送ってくださいます。

墓地で掘った墓穴に棺を安置して、喪主、親族から順に土を入れていきます。最後にみんなで土に埋めます。これは方正県（ホマサケン）にある、養父母（ヨウフウコウ）の墓です。コンクリートで固められていますが、田舎ではあまりコンクリート使いません。普通に土を盛って、まんじゅう型になっています。

これが2016年の初冬に私が二十数年ぶりに生まれたところに行き、お墓参りした時の写真です。これが王家の墓地で、周りは畑、田んぼです。雪が降っていて分かりにくいですが、村の外れに王家の墓地があって、ここが1つのお墓で、これが祖先のお墓だそうです。この少しぼこっと盛り上

がっているお墓は、亡くなった祖母のお墓です。遠いところに、もう1つぼこっと盛り上がっているところは、親族のお墓だそうです。これが、先ほど話をしたあの世で使う銭で、売店やスーパーでも売っています。これを燃やしながら、いろんなことをお話ししたりします。おばあちゃんのお墓へ行ったときには、このおばあちゃんは父の養母ですが、「今、おやじが要介護になって来れないから、孫の私が代わりにお墓参りにきたんですよ」ということも、金を燃やしながら話をしました。

田舎の墓地は、村の外れの田んぼの真ん中にあることもあれば、空き地や丘にあることもあります。今は田舎でも基本的に火葬です。国が火葬を勧めていますから。都会では1950年代あたりから火葬が中心になっていましたが、人口の多くは田舎の農民なので、やはり土葬がまだ多かったです。30年ほど前にはほとんど土葬で、火葬は田舎では考えられないことでした。

私の母親は30代の半ばぐらいに脳梗塞で亡くなって、母親の死去によって日本に帰国することになりましたが、そのときに、1回埋めてからまた掘り起こして焼くことは結構大変なので、最初から火葬して、遺骨を日本に持って一緒に帰るということについて、なかなか母方のおじいちゃんの理解が得られず、一苦労しました。

2016年に、二十数年ぶりに東北へ行きましたが、滞在した僅か3日間に親戚のおばちゃんが亡くなりました。そのおばちゃんはどこに埋葬されるかなと思っていたら、今は埋葬がなく、火葬でした。近くの火葬場、近くといっても、2、3時間離れた火葬場に運んで火葬しました。遠くまで運んで火葬することに私は驚きました。田舎でもこの辺も変わってきたなと思いました。都会の場合はやはり火葬が主流なので、少し大きな町へ行くと、寿衣、死装束を売っているところ、あるいは先ほど大島さんの話にもあった骨壺を売っている店やお花も売っている店もあり、ある意味で専門の店も出てきています。

右の写真は霊柩車です。これで棺を運んでいま

す。中国の都会では、火葬して遺骨を公共墓地に3年間預けることができます。3年間そこに預けて、その後引き取って、墓地に土地を買い、そこに納骨するのが一般的です。そのため、骨つぼが火葬場でも販売されています。田舎の場合は、比較的派手な葬儀をしたりしますが、都会の葬儀は、シンプルなものになってきました。一般的に、有名な幹部や有名人は「追悼式」という形できちんとされますが、一般の場合には、都会にある葬儀屋さんが全てやってくれるようになっています。告別式では、こういう棺にご遺体を納棺して、お花がたくさん入れられますが、幹部が亡くなられたときなどは、中国の国旗がかけられたりします。この棺を二、三人ごとに回って、遺体に最後のご挨拶をしていきます。その儀式が終わったらそのまま火葬場に運ばれて、火葬されて、先ほどお話ししたこの骨つぼに入れて、火葬場の保管場に保管していくことになります。墓地は、各都市に大体1つか2つ、大きな共同墓地があり、北京には有名な八宝山革命公墓があります。中国の国家首脳が亡くなられたときに、ここに遺骨が納められます。中国の宗教は、特別な宗教もありますが、仏教が多くて、キリスト教とイスラム教も一定数います。個々の宗教によって、その宗教のしきたりに従って葬儀が行われるのが一般的で、私がお話ししたのは、あくまでも漢民族の葬儀の一般的な流れです。

③日本に住む中国帰国者の葬儀と「終活」

ここで、今、日本にいる中国帰国者の葬儀について、簡単に紹介させていただきます。葬儀そのものは、ほとんど日本のしきたりに従っています。普通に葬儀屋さんをお願いして、葬儀をやってもらっています。ただ、お墓参りについては、このあたりはわりと中国のしきたり、中国の風習で行われていることが多いです。中国のしきたり、風習というのは、あの世で使うお金を、中国国内では印刷したものが売っています。ほんとうに立派なお札と小切手で、これをお墓の前で燃やします。ただ、中国国内でも同様ですが、火事が多発して

いるので、一般的に禁止されています。共同墓地には、防火ができるような設備のある燃やすところがあり、そこで、このお金を燃やすようにしています。八事霊園に行くと、時々お墓の前の地面のコンクリートが黒くなっている場合があります。多くはないですが、いかにも誰かがお参りをしに来て、お金を燃やしたなということです。あとは、お供え物が中国の食べ物が多いという特徴もあります。

先ほど、デウィさんのお話にもありましたように、実際、帰国者の葬儀に関わる中で感じたのが、非常に日本のしきたりに沿っているが、葬儀に関する知識は不足しています。日本人でも、なかなか精通する人がいないので、当たり前と言え当たり前前かもしれません、帰国者の場合は葬儀に参加することも少ないので、葬儀に関する知識は非常に不足していて、誰かが亡くなったときにはあたふたしてしまいます。何をどうすればいいかわからないので、昔お世話になった帰国者の身元引受人や支援者に電話をかけて、どうしたらいいか聞いたり、お願いすることが多いです。

もう一つ、亡くなる前のターミナルケアです。特に重病人、あるいはがん患者のターミナルケアに関する知識と認識がすごく不足していて、その対応の仕方によって本人に様々な肉体的な負担や精神的な負担をかけてしまうというケースが見られます。また、葬儀そのものに関しては、事前に家族内で話し合いがされていなくて、葬儀のときや、お墓や納骨でいろんないざこざが発生したりします。

ここが帰国者というより中国人の特徴でもあると思いますが、遺骨を家にあまり置きたがりません。冒頭に、死は怖い存在という話をしましたが、その辺と関連するところもあると思います。例えば、16年ほど前に八事霊園に中国帰国者のためのお墓を作りました。その管理を私もしていますが、亡くなったときに、葬儀が終わったら八事で火葬しますと連絡が必ず入ります。火葬したらすぐにお墓に入れたいから、手続きをお願いしますということが結構多いです。私たちは専属でお墓

を管理しているのではなく、仕事をしながらなので、いつ葬儀かを事前に確認して、葬儀の日に合わせてお墓へ行って、納骨室を開けて、納骨できるように手配しないとけません。

中国の葬儀、帰国者の葬儀について、早口で紹

介しましたが、今後こういった事情も踏まえて、いろいろと異文化「終活」を考えていかないといけないと思います。

(ディスカッションの内容は省略する。)

[研究ノート]

中国帰国者の介護問題から見た 在住外国人高齢者への介護支援の現状と課題 —— 異文化介護の現場から ——

王榮(木下貴雄)¹
渋谷 努

1 はじめに

中国帰国者の高齢化に伴い、介護を必要とする残留孤児一世およびその配偶者が増加し、介護問題が深刻化している。1980年代からの肉親探しによって日本に永住帰国した残留孤児たちの多くは中高年層だったため、日本語や生活習慣などを完全に習得することが難しく、生活のあらゆる面において様々な問題が生じていた。そんな環境のなか、残留孤児たちは家族を養うために奮闘し、言葉では言い表せないほどの苦勞と葛藤のなかで人生の半生を過ごしてきた(木下 2003、アジア遊学 2006)。

そして今、人生の終着駅を前にして、高齢となった残留孤児たちの多くは要介護となっている。そして、介護サービスを受けるに際し、ここでまた言葉や文化の違いなどの障壁によって十分に適切な介護サービスを受けられないという問題が生じている。

介護、日本人でさえ難しいこの問題は中国帰国者たちにとって更にそのハードルは高い。高齢を迎えた中国帰国者にとって、安心して穏やかに老

後を過ごせるようになることは切実かつ重要な問題である。そのため、介護サービスの利用が円滑にできるようさまざまな支援が必要不可欠であり、早急に有効な施策を講じる必要がある。

中国帰国者だけではなく日本では2017年6月末現在で、247万人以上の外国人が在住しており、そのうち、65歳以上の高齢者人口は16万人と全体の6%を占めている。この数字は日本全体の高齢化率と比べて割合が少ないと思われるかもしれない。しかし、これから、在住外国人高齢者がさらに増加することを考えると、介護分野における多文化化への対応は大きな課題となるに違いない。

多文化共生推進プランが2006年にとりまとめられ、多文化共生社会の提唱から10年が過ぎて、これまでも多文化共生に関するさまざまな取り組みが進められてきた。川村らはいち早く2007年に異文化間介護の必要性を提唱しているが(川村、宣 2007)、残念ながら、それ以降在住外国人高齢者については論じられることは多くはなかった。かつてはニューカマーと呼ばれる人たちは65歳未満の生産年齢人口に収まり、高齢化がまだまだ先だという思いが雇用者側にも行政側にも強かったのが、対応を遅らせている要因だろう。しかし外国人が置かれている現状はその時よりもより切羽詰まったものとなっている。

日本の高齢者福祉政策に目を向けると、一方では日本人高齢者の施策さえ試行錯誤を繰り返している状況がある。他方では、介護現場においては、在住外国人高齢者に関わる問題がすでに発生しているという現実を直視すると(荻野 2006)、在住外国人の高齢化は、今後の日本の多文化化している状況において、避けて通れない問題である。だからこそ政府をはじめ社会全体が重要課題として早急に取り組まなければならないのである²。

本稿では、日本在住の外国人高齢者の置かれている状況を概観したのち、中国帰国者二世である筆者の一人である王の実父への介護での実体験と中国帰国者への介護支援活動からの経験を基に、中国帰国者の高齢化に伴う

介護問題さらに在住外国人高齢者の介護における問題点および介護支援のあり方について論じる。

2 在住外国人高齢者の高齢化と多様化

1) 概要

在住外国人の永住化・定住化に伴い、在住外国人高齢者人口は年々増えている。法務省入国管理局の『在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表』によると、2017年6月末現在、在住外国人の総人口は247万人、そのうち65歳以上の高齢者人口は約16万人となっており、在住外国人の総人口の6%を占めており、2015年同期に比べると、約1万人以上が増加している。以上のことから日本に住む外国人の高齢化が進んでいるといえる。

同資料に基づき在住外国人高齢者人口の主な出身国・地域別で見ると、韓国・朝鮮出身者（在日コリアン）が12万人（74.5%）、中国（台湾含む）出身者が1万9千人（11.7%）、ブラジル出身者が6千人（4.1%）、米国出身者が5千人（3.1%）、ペルー出身者が1千9百人（1.2%）、フィリピン出身者が1千6百人（1%）となっている。

また、これから10年、20年先には、現行の在日コリアンや中国帰国者、インドシナ難民のほかに、日系南米人（ブラジル・ペルー）やフィリピン人の高齢者が増えることが予想される。つまりこれまで以上に「老いの多文化化」が加速すると予想される。次に、老いの多文化化の現状について見ていきたい。

2) 外国人高齢者の介護現状

在住外国人に対する介護保険制度の適用者は、平成24年7月9日に施行された住民台帳基本法の改正によって、適法に3ヵ月を超えて在留する外国人で住所を有する人となり、適用条件が緩和された。しかし、実際の

介護サービスの利用においては、厳しい現実直面している。

異なる文化的背景をもつ在住外国人高齢者およびその家族の多くは日本語ができないあるいは読めない、または母語のようにコミュニケーションが図れず、日本語による意思の疎通に支障がある。また、介護保険制度や介護サービスに関する知識と情報が乏しいことや、地域社会との関わりが薄く、日本の文化や習慣等を十分に理解していないことから、既存の福祉・介護サービスを十分に活用できていないという現状がある。さらに、母語回帰、母文化回帰という在住外国人高齢者特有の問題もある。一方、受け入れ側である介護施設においては、異文化に対する理解と対応が進んでいるとは言えない現状も存在している。

在住外国人高齢者の主な国籍・出身地別における要介護の状況を見ると、
①韓国・朝鮮出身者（在日コリアン）

在日コリアンの支援をしてきている神戸定住外国人支援センターおよびコリアンネットあいちの関係者の話し³では、在日コリアンの介護はすでに来日の一世の介護から日本生まれの二世の介護に移行しつつあり、一世と二世の生活歴が全く異なるため、世代交代による介護の変化が生じている⁴。

②中国残留邦人等（中国残留孤児・残留婦人およびその配偶者、樺太残留者）

厚生労働省社会・援護局が発表した『平成 27 年度中国残留邦人等実態調査結果報告書』によると、中国残留孤児の平均年齢は 76 歳、残留婦人の年長者は 90 歳を超えており、要介護の対象になる人が年々増加している。また、残留邦人関係で忘れてはならないのは、樺太残留者である。厚生労働省の中国残留邦人等の状況に関する資料によると、樺太からの永住帰国者は総数で 108 人（家族を含めた総数 273 人）いる。樺太からの永住帰国者が置かれる状況も中国帰国者と同様であり、要介護に対する支援が必要となっている。

③インドシナ難民（ベトナム・ラオス・カンボジア）

1978 年から日本での定住が認められるようになってから約 40 年が過ぎ、この時期に来日した人たちの中には現在 65 歳以上の人も一定の人数いる。瀧尻と植本の神戸での調査によると、高齢者の中で、うつ症状が見られることが主に報告されているが（瀧尻 植本 2015）、中には要介護を受けている人もいる。

④フィリピン出身者

1980 年代からフィリピンから出稼ぎで来日した女性エンターテイナーたちの中に、日本人男性と結婚して定住した人は多くいる。来日当時の平均が 20 代という年齢から考えると、今は 50 代になっていると想定できる。高畑は高齢のフィリピン出身者が日本で生活する上での経済的な面での問題点を指摘している（高畑 2010）。それに対しフィリピン出身女性たち自身の介護はまだ先になるが、この人たちの中には夫が高齢のため、夫の介護をされている人がいる。また、介護施設で働いている人もいる。そのため、介護に関する知識などはあると思われるが、言葉の面ではかなりのハンディがあるのではないかと思われる。

⑤「外国人花嫁」（中国・韓国・スリランカ等出身者）

農村部の花嫁として 1980 年代から中国・韓国・スリランカなどの国から来日した女性も一定の人数が存在している。来日当時の平均年齢から考えると、この外国人花嫁さんも今は 50 代になっている。外国人花嫁もフィリピン出身女性と同じような状況にあるではないかと思われる。

⑥南米出身者（ブラジル・ペルー）

1980 年代末から来日した南米日系人（ブラジル・ペルー）は永住や定住が増え、なかには両親を呼び寄せて日本で暮らしている人もいる。来日の時期から考えると、今は 50 代になっている。

全体的に見ると、①～③では介護が必要になる人が増加している。③～⑥は要介護の予備軍として控えており、あと 10 年もすればこのなかから

もかなりの人が要介護の対象になると考えられる。

③～⑥は要介護の予備軍とは言え、決して要介護のニーズが全くないわけではない。愛知県国際交流協会がこのほど実施した愛知県内における外国人相談アンケートの高齢者相談件数を見ると、少ないだろうと想定していた南米日系人やフィリピン人による相談件数は、中国系人からの相談件数とさほど差が無かった。この調査結果から、要介護がまだまだ先であろうと思われていた③～⑥にも今後目を向けて実情を把握する必要がある⁵。

3 異文化介護における「五つの壁」

介護保険制度は、国籍に関係なく日本に在住している高齢者は適用対象であり、介護サービスを利用することができるようになっている。しかし、在住外国人高齢者の文化的背景や習慣等に配慮し、介護サービスを受けられる介護施設は極めて少ない。そのため、地域社会にある既存の福祉介護サービスを利用せざるを得ない。在住外国人高齢者は、日本語ができない、または母語のように十分に意思の疎通が図れないことに加え、介護保険制度に関する情報や知識が乏しい。さらに、生活・文化・習慣・宗教などの違いから、介護サービスを利用するなかで様々な問題が生じている。

中国帰国者をめぐる介護の問題から在日外国人高齢者の問題を総合的に考えると、中国帰国者をはじめ、在住外国人高齢者およびその家族が介護サービスを利用するにあたっての問題は、大きく5つに分けられる。①「コミュニケーションの壁」、②「識字の壁」、③「食（味覚）の壁」、④「習慣の壁」、⑤「心の壁」の5つである。以下では、それぞれの問題点の特徴について論じていく。

①「コミュニケーションの壁」

介護サービスは人対人の直接行為であり、対面サービスであるため、コミュニケーションが欠かせない。介護する側とされる側の人間関係の構築

には言葉は必要不可欠である。言葉による意思の疎通が図れなければ、介護サービス関係者との信頼関係が築けず、お互いを理解することができない。また、施設内で出会う日本人利用者とのコミュニケーションが上手く図れないため、利用者の輪のなかに入れずに、介護施設のなかでかえって孤立してしまい、サービスの利用を拒否してしまうケースも生じている。さらに、在住外国人は高齢になるにつれて、後で習得した日本語という第二言語を忘れてしまい、母語を使うようになる傾向があることが多くの実例で明らかになっている。この現象は「母語回帰」または「母語がえり」と言われ、特に認知症になった人に多くみられている。

王の父には介護サービスを利用するなかで何人かのケアマネジャーがかかわっていた。親身になってくれた人もいればそうでもない人もいた。なかには担当から外れた後も、王とともに介護を行っていた中国出身の母の相談に乗ってくれた人もいれば、母との信頼関係が築けなかった人もいた。また、父も認知症の進行に伴い、日本語と中国語が入り混じった会話が 많아 なったため、病院やデイサービスなどの介護施設のなかでは、中国語が理解できない介護職員がその対応に困惑していた。

筆者が関わっている中国帰国者の介護支援の中では、日本語ができない、ある高齢者は老人ホームに入居したものの、介護職員とのコミュニケーションが上手く取れなかった。そのため、自分の意思を伝えることができず、要望をなかなか聞いてもらえないという状態が続いた。このようなコミュニケーション不足のため、家族が施設に対する不信感が深まり、最終的にはせっかく入所した老人ホームを退所し、家に引きこもるようになってしまったケースもある。

また、通所リハビリテーション（デイケア）を利用している日本語ができない外国人高齢者を王が訪ねた時、大勢いる利用者の輪から離れたテーブルにその高齢者が一人ぼっちで車いすに座って、中国語のDVDを観て過ごしていた。この光景を目のあたりにして、介護職員に聞いてみたところ

ろ、この高齢者は日本語がほとんどわからないため日本人の利用者と一緒に何かをすることもできず、利用時間中の大半は家族が用意した DVD を観て過ごしているという。

介護サービスの利用に際し、在住外国人高齢者の前に立ちはだかる「コミュニケーションの壁」は、日本語を母語とはしないすべての在住外国人高齢者が遭遇する問題である。

②「識字の壁」

介護サービスは契約を交わすことによって初めて利用できるようになっている。そのため、日本語の読み書きができないと契約の書類を読むことができず、契約書を交わすこともできない。契約書の内容を理解しないまま契約してしまうと、トラブルが発生し、サービス提供者との相互の信頼関係にも大きく影響を及ぼしてしまうのである。

中国帰国者の場合は、帰国者一世の多くは農村出身のため、学校教育を受けておらず、中国語を話すことや聞くことはできても、読み書きができない人が少なくない。また、二世のなかにも読み書きに問題を抱えた状況の人もいる。さらに彼らは日本語でも読み書きが困難なものが多いため、介護保険制度や介護サービスの資料を読むことができず、契約書類等の記入することが難しく、他者の助けが必要となる。

王の父は読み書きができるものの、パーキンソン病と認知症の進行によって書類を読むことが難しくなっていた。母は学校に通っておらず読み書きができないため、父の介護サービス利用時の諸手続きはすべて筆者がその内容を母に説明して、母の理解と同意を確認したうえで、契約書のサインを代筆したのである。

「識字の壁」は、インドシナ難民（ベトナム・ラオス・カンボジア）、フィリピン女性、外国人花嫁（中国・韓国・スリランカ等）、南米日系人（ブラジル・ペルー）にも見られる問題である。

③「食（味覚）の壁」

人は朝昼晩の3食を毎日とる。食べることは健康を維持するための行為であり、楽しみでもある。その家庭の味、暮らしている地域の味、民族の味など、生まれ育ったところの気候や環境によって、食習慣や味覚はそれぞれ異なる。日本人の当たり前が異文化背景を持つ在住外国人高齢者には当てはまらないことがある。特に、味覚に関してはその傾向が強く見られている。日本人が外国での旅のなかで味噌汁や白いご飯が欲しくなるのと同じように、中国帰国高齢者は淡泊で薄味の日本料理よりもしっかりと味付けされた中華料理のほうが美味しく、そのような料理を希望する。食習慣に対する理解（味覚の違いや宗教的な違い）がないため、3食の楽しみが失われてしまい、トラブルになったり、介護施設を利用しなくなってしまったようなケースも生じている。

王の父は食べ物に関しては好き嫌いがなく、出されるものは基本的に食べるが、薄味のものに対してはやはり抵抗があった。また、中国帰国者の介護支援の現場では、提供される食事の量が少なく、味も口に合わないことが多いため、その改善を中国語で求め続けたものの、声の大きいこともあって、精神的不安による騒ぎとして捉えられてしまい、落ち着かせるための誘眠剤を飲まされるような事態が発生したこともある。そのため、家族からの不信感が生じて最終的には退所にいたってしまった。

人が年を取ると母国の味覚に回帰すると言われていることから考えると、「食（味覚）の壁」もまた多くの在住外国人高齢者に共通している問題である。

④「習慣の壁」

在住外国人高齢者の特有の問題として、高齢化とともに母国文化に回帰する現象があると言われている。また、在住外国人高齢者のなかには日本の文化や習慣などを十分に習得できていなかった人もいる。

日本国内の多くの介護施設では、介護サービスの主な対象者が一般の日

本人であるため、言葉や文化・習慣などが異なる外国人高齢者のなかには現状のサービスに適応できず、利用を辞めてしまったりするケースも少なくない。このような余暇行為での無理解と反発が特にレクリエーションのなかで生じることが多い。日本の童謡や懐メロ、踊り、折り紙などの余暇を楽しめず、その雰囲気などになじめない在住外国人高齢者が少なからずいる。王の父はそのなかのひとりである。デイサービスを利用していた時に、一時期はわからないことばかりやらされるためもうディサービスには行きたくないと通所を拒むようになって、筆者と母が父をなだめたりしてなんとか続けさせた経験がある。また、王は中国人の利用者がいるデイサービス（日本人の利用者がメイン）にしばしば訪ねることがあった。訪ねるたびにやはりレクリエーションを中国人が日本人の利用者と同じように楽しめないことを再確認している。

仮に世代は同じでも、文化や風習、育った国・地域によって、子供ころに習った歌や踊り、遊びが全く異なっている。日本人にとって「普通」であってでも在住外国人高齢者にとってそれは全くの異文化である。介護サービスを提供するなかで、在住外国人高齢者が子供のころに楽しんだことのある遊びや歌を取り入れることができれば、在住外国人高齢者も楽しむことができるし、日本人の利用者にも異文化を体験してもらうことができる。

「習慣の壁」もまた在住外国人高齢者の前に立ちはだかる大きな問題である。

⑤「心の壁」

在住外国人高齢者は過去の日本での生活の中で大なり小なり差別を受けた経験がある。中国帰国者も例外ではない。その過去に受けた差別経験がトラウマとなって、年老いても消えることはない。ことば遣いが下手なため馬鹿にされることを気にして一言もしゃべらずにいる人や日本人利用者に見捨てられたり、介護スタッフに軽視されたりなど、介護の現場における「心の壁」もまた厚い。

筆者の一人である王の父も日本人の利用者に「中国人だから一緒にしゃべりたくない」のようなことを言われたことがあり、あの人がいるからもうデイサービスには行きたくないと感じ込んでいた時期があった。また、しばしば訪ねていたデイサービスの中国人のなかにも日本人の介護関係者や利用者に警戒心を抱き、常に一定の距離をおいて接している人もいた。逆に日本人の利用者が中国人同士の中国語での会話に嫌気をさし、時々席を離れていく光景も目のあたりにしたことがある。

「心の壁」は在住外国人高齢者だけではなく、日本人にも共通する問題である。

4 高齢化に伴う介護支援のあり方

今後ますます進んでいく在住外国人の高齢化については、行政における施策はまだとられておらず、介護施設においては、外国人に対する知識や理解が乏しいため、どう受入れたら良いのか、どう接すれば良いのか、どうコミュニケーションを取ったら良いのかなど、戸惑いを感じている場合も多く、受入体制が整っていない。

介護保険制度は日本人でさえ理解が難しく、在住外国人は制度にアクセスすることすら難しい状況にある。また、たとえアクセスできたとしても、ケアマネジャーや認定調査員、デイサービスやショートステイ、福祉用具貸与などの関係者との面談、さらには、介護保険制度、各種介護サービスの内容、施設利用などの説明、契約に当たっては、専門用語や制度を十分に理解しておくことが必要となるため日常会話程度の日本語力で対応することは難しいと考えられる。

特に、長年、生活の基盤を日本に置いてきた高齢者には、帰国という選択肢はほとんど考えられないため、高齢化の問題は一層深刻になる。介護をはじめとする在住外国人高齢化問題の対策は早急に取り組まなければ、

かつてニューカマーが急増したときのように、対策が後手に回り、大きな社会問題となる恐れがある。

こうした現実問題に対して、地域に暮らす住民をはじめ、地域社会、外国人コミュニティ、行政、福祉機関、介護施設、大学等々が連携を図りながら、日本人も外国人も安心して老後を暮らせるよう互いに協力し、問題の解決を推進していかなければならない。

在住外国人高齢者の介護問題の解決推進に当たり、以下の取り組みが必要であると考ええる。

1) 「介護状況を把握するための実態調査」

在住外国人高齢者の増加に伴い、介護保険による介護認定者数の増加も見込まれているが、現状においては、在住外国人高齢者に関する介護保険の被保険者数の統計はあるものの、介護の実態を把握する統計がまだない。そのため、在住外国人高齢者の介護状況の実態が把握できていないのが現状である。

在住外国人高齢者における介護状況の実態を把握できなければ、介護現場での問題解決に対する対策が講じられず、さまざまな障壁を取り除くことができない。そのため、在住外国人高齢者における介護状況を把握するための実態調査が必要である。

2) 「多言語介護通訳」の養成および制度の周知、理解への啓発

コミュニケーションの障壁となっている「言葉の壁」を取り除くために、介護の専門知識と一定レベル以上の通訳スキルを持つ「多言語介護通訳」の人材養成を行うとともに、在住外国人に対する介護保険制度の周知や行政、福祉機関、介護施設に対して異文化背景を持つ人々に対する理解への啓発活動が必要である。

中国語による介護通訳の養成および制度の周知、理解への啓発は、「外

国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト」がトヨタ財団 2014 年度国内助成プログラムの助成を受けて、2 年間にわたって取り組んできた経験がある。この取り組みで得た経験やノウハウなどは「多言語介護通訳」の養成および制度の周知、理解への啓発活動に大いに参考になるだろう。

3) 「異文化介護人材の育成」

今後、在住外国人の高齢化がさらに進むことによって「老いの多様化」も進むと予測される。そのため、「介護の多文化化」を支える異文化介護人材の育成が必須となる。「老いの多様化」介護に対応するには、日本で暮らす在住外国人住民を介護の担い手として活用することが日本の「介護の多文化化」に必要不可欠である。また、行政や福祉機関、介護施設、大学などが提携し、異文化介護人材の育成に取り組むことが求められる。在住外国人住民の介護人材育成は、在住外国人高齢者の介護に貢献できるだけでなく、日本の介護人材不足の問題解決にも役立てることができる。

4) 「多文化介護施設（入所）の設置」

介護の理念である「尊厳の維持」の観点から、在住外国人高齢者の要介護（要支援）者が自分らしく、ありのままに安心して老後を送るためには、在住外国人高齢者の要介護者を受け入れられる多文化介護施設（入所）の設置または指定が必要となる。長い介護生活を考えた場合、訪問介護や通所介護（デイサービス）はあくまでも通過点にしかならず、身体や精神状態の悪化によってデイサービスなども利用できなくなって、家族介護者も疲弊が限界に達した時に、最終的には、異文化に配慮し対応できる入所介護施設（特養や老健、介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など）が必要である。

各地域に在住外国人高齢者の異文化背景に配慮し、異文化介護人材による多言語サービス提供ができる多文化介護施設（入所）があると、在住外

国人高齢者およびその家族が安心して介護サービスを受けることができる。

5) 「異文化介護ネットワークの形成」

多文化共生社会における在住外国人高齢者の介護支援においては、地域社会の一員であり、生活者である在住外国人高齢者の健康と尊厳を守るという視点から、潜在的な介護ニーズを持つ在住外国人高齢者の生活を把握し、必要とされる適切な介護サービスが受けられるようにするにはどうすれば良いのかなどについて、行政をはじめ、当事者である外国人高齢者とその家族、福祉・保健機関や地域包括支援センター、医療・リハビリ機関、大学、介護施設、介護サービス提供事業所、NPO 法人支援団体などが連携して、異文化介護ネットワークの形成による取り組みが必要である。

上記した取り組みは、中国帰国者の介護問題から考えられる一部分であり、対応へのすべてではない。そのため、今後においては、在住外国人高齢者の要介護状況の変化に応じて見直ししながら行っていく必要がある。

5 おわりに

「相手が理解できる言語で話しかけた時には、その内容は彼の頭に届く」

「相手の国の言葉で話しかけた時に、その言葉は彼の心に届く」

If you talk to a man in a language he understands, that goes to his head. If you talk to him in his language, that goes to his heart.

コミュニケーションのツールとしての言葉の重要性を強調した "ネルソン・マンデラ" 氏が遺した名言である。

異文化環境のなかで年老いた在住外国人高齢者は、母語を聞き、母語で語るにより精神的な安らぎを得て、自分らしく、幸せな老後を過ごすことができる。また、母語を介して介護サービスを利用することができ

ば、高齢者の家族も安心できる。

母語による介護サービスの提供は、在住外国人高齢者にとって、特に精神面において大事なことである。中国帰国者の例を見ると、介護スタッフや日本人利用者との意思疎通が図れず、孤立化してしまったことによって認知症がかえって進行してしまったり、孤立に耐え切れずにやむを得ずサービスの利用を止めてしまった例がある。また訪問介護の場合では、日本人のヘルパーとのコミュニケーションが上手く取れないためトラブルになったり、挙句に利用を断られたり止めてしまったりといった例が少なくないのである。

平成29年度からは、中国帰国者への新規支援事業として、「介護支援事業」がスタートした。「介護支援事業」では、介護事業所で孤独感を感じている中国帰国者が少しでも安心して介護サービスが利用できるように、中国語による語りかけを行う「語りかけボランティア」の派遣が行われている。月に1～2回程度で介護事業所を訪問し、身近な話題や帰国者が好みそうな話題などを1時間ほど、中国語で楽しくおしゃべりするという内容のものである。

中国語による「語りかけ」は平成20年度から中国残留孤児援護基金も行っていた。語りかけの報告によると、介護事業所に入所している中国帰国者への語りかけによって、精神面だけではなく、身体面においても状態が上向いたという事例も得られたそうである。

いずれにしても、在住外国人高齢者が安心して老後生活を送れるようにするためには、母語や母国文化、風習や習慣などに配慮し、それを介護環境のなかに取り入れ、在住外国人高齢者も日本人高齢者と同質な介護サービスが受けられるように介護環境を整えていく必要があると考える。

今後、介護の現場においては、在住外国人高齢者の介護に当たり、介護スタッフの国籍に関係なく、異文化を意識した多文化ソーシャルワーク⁷の展開が必要であり、在住外国人高齢者の一人一人に合った介護のあり方、

介護サービスの多文化化が求められる。

引用文献

- アジア遊学 2006 『特集 中国残留孤児の叫び--終わらない戦後』 85 号
- 石河久美子 2012 『多文化ソーシャルワークの理論と実践―外国人支援者に求められるスキルと役割』 明石書店。
- 荻野剛史 2017 「文献から見る高齢在日外国人等の生活上の課題」『福祉社会開発研究』 9 号、p.115-120。
- 神戸定住外国人支援センター編 2005 『在日マイノリティ高齢者の生活権―主として在日コリアン高齢者の実態から考える』 新幹社。
- 川村千鶴子・宣元錫編 2007 『異文化間介護と多文化共生―誰が介護を担うのか』 明石書店。
- 木下貴雄 2003 『中国残留孤児問題の今を考える―中国「残留孤児」という名の「日系中国人」』 鳥影社。
- 高畑幸 2010 「ニューカマー外国人の加齢・高齢化―在日フィリピン人の事例から」『社会分析』 37 号、p.47-60。
- 瀧尻明子・植本雅治 2015 「在日ベトナム人高齢者の生活と健康状態に関する研究」『大阪市立大学看護学雑誌』 11 号、p.115-120。
- 法務省入国管理局 在留外国人統計 (旧登録外国人統計) 統計表 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001111233>) 2018/02/05 アクセス
- 厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等の状況に関する統計 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000171057.html> 2017/12/15 アクセス

注

- 1 外国人高齢者と介護の橋渡しプロジェクト・あいち多文化ソーシャルワーカーの会代表
- 2 在住外国人の介護は、身体的老衰によるものが一般的だが、身体的障がいや精神的障害によって要介護になった人もいる。つまり、高齢者以外にも要介護の人がいることも念頭においていかなければならない。
- 3 コリアンネットあいちは 2014 年 3 月 10 日、神戸定住外国人支援センターは 2017 年 11 月 11 日でのインタビュー。

- 4 詳細は神戸定住外国人支援センター編（2005）を参照。
- 5 この他に、帰化により日本国籍となった異文化背景を持つ外国出身の高齢者や身体的精神的障害によって要介護の人も多く存在している。
- 6 ネルソンマンデラの名言
http://iso-labo.com/labo/words_of_NelsonRolihlahlaMandela.html
- 7 詳細は石河久美子（2012）を参照。